

令和4年第二回定例会

八丈町議会会議録

令和4年 6月14日 開会

令和4年 6月14日 閉会

八丈町議会

令和4年第二回八丈町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (6月14日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	7
一般質問	8
宮崎陽子君	8
浅沼隆章君	12
山本忠志君	16
金川孝幸君	25
沖山恵子君	33
岩崎由美君	39
山下則子君	46
承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	55
承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	58
承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
報告第1号の上程、説明、質疑	61
報告第2号の上程、説明、質疑	63

報告第 3 号の上程、説明、質疑	6 4
同意第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
議案第 3 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 6
議案第 3 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
議案第 4 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 1
議案第 4 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 3
議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 7
議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
承認第 1 2 号の上程、承認	9 1
議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について	9 1
閉議及び閉会の宣告	9 1
署名議員	9 3

八丈町告示第15号

令和4年第二回八丈町議会定例会を下記のとおり招集する。

令和4年6月7日

八丈町長 山下 奉也

1 期 日 令和4年6月14日(火) 午前9時

2 場 所 八丈町役場大会議室

応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
12番	小澤一美君	13番	浅沼憲春君
14番	奥山幸子君		

不応招議員（1名）

11番	廣江才君
-----	------

令和4年第二回八丈町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和4年6月14日（火曜日）午前9時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 一般質問
- 第 6 承認第 8号 専決処分事項の報告及び承認について（令和3年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 7 承認第 9号 専決処分事項の報告及び承認について（令和4年度八丈町一般会計補正予算）
- 第 8 承認第10号 専決処分事項の報告及び承認について（八丈町町税条例等の一部を改正する条例）
- 第 9 承認第11号 専決処分事項の報告及び承認について（八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第10 報告第 1号 令和3年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 第11 報告第 2号 令和3年度八丈町一般会計事故繰越し繰越額の報告について
- 第12 報告第 3号 令和3年度八丈町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 第13 同意第 4号 八丈町職員懲戒審査委員会補充員の選任の同意について
- 第14 議案第38号 令和4年度八丈町一般会計補正予算
- 第15 議案第39号 令和4年度八丈町水道事業会計補正予算
- 第16 議案第40号 八丈町議会議員及び八丈町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第41号 八丈町長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第18 議案第42号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約
- 第19 議案第43号 ねぎばな水壺線道路改良工事請負契約

第20 議案第44号 町道の路線の廃止及び認定について

第21 議案第45号 損害賠償の額の決定について

第22 議案第46号 損害賠償の額の決定について

第23 承認第12号 議員の派遣承認について（南大東村訪問）

第24 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

出席議員（13名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
7番	小川一君	8番	山下巧君
9番	岩崎由美君	10番	金川孝幸君
12番	小澤一美君	13番	浅沼憲春君
14番	奥山幸子君		

欠席議員（1名）

11番 廣江才君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	佐々木眞理君	教育長	佐藤誠君
企画財政 課長	和田一宏君	総務課長	高野秀男君
総務課 課長補佐	山下進君	税務課長	福田高峰君
住民課長	佐藤真一君	福祉健康 課長	奥山勉君
福祉健康 課長補佐	大澤知史君	建設課長	瀬筒国治君
産業観光 課長	大川和彦君	会計課長	田村久美君
企業課長	菊池拓君	教育課長	菊池良君
消防長	菊池邦彦君	病務院 事務長	菅原宏幸君

代表委員
監査

浅沼拓仁君

企画面
財政係課長

冲山晃君

総務課
文書係長

金川祐子君

企画面
財政係
情報課
長
総務課
係
査
建設課
長
管財係

金川智亜樹君

小林武文君

川島心太郎君

事務局職員出席者

事務局長 高橋太志君

書記 河野周平君

書記 山本良太君

書記
(録音) 鴨川陸君

◎開会及び開議の宣告

○議長（奥山幸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。よって、令和4年第二回八丈町議会定例会1日目は成立いたしました。

これより開会いたします。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

○議長（奥山幸子君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（奥山幸子君） 日程第1、会議録署名議員に、3番、4番議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第2、会期の決定ですが、本日より明日6月15日までの2日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査結果報告、要望経過報告、議長報告及び議員派遣結果報告については、お手元に配付のとおりですので朗読を省略いたします。

陳情書については、6月7日開催の議会運営委員会において審議の結果、議員配付と決定いたしましたので、お手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終了いたします。

◎行政報告

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（山下奉也君） それでは、3月からの私の行政報告を行いたいと思います。

お手元にお配りの報告書をご覧いただきたいと思います。

3月17日ですが、フリージアキャラバンの表敬訪問ということで、本年はコロナの影響もありまして、国、また日医大の關係にフリージアのキャラバンを行っております。議員会館は、本年、離島振興法の改正が来年に迫っておりまして、そういう中で離島振興關係の議員さんを中心に訪問をいたしております。また、日医大關係は、昨年薬剤師がどうしても見つからないということで、日医大から2人の派遣をお願いして、それが実現して薬剤師が間に合っている状況になりました。そういうお礼も兼ねて日医大關係を訪問しております。

また、4月21日ですが、デジタルサービス局の説明会、また、町村長會議に出席しております。

4月28日には、海区漁業調整委員會、海区のほうも、いろいろ一般質問にもございますが、魚科の魚種といますか低迷しております。そういう關係でいろいろ漁業取締り等強化していただきたいということでの會議等も中心に行っております。

5月8日ですが、2年ぶりといいますか、郷友會が開催されまして、郷友會で毎年この時期に都立八丈高校の卒業生に激励會を行っておるわけですけれども、コロナ關係か、また個人情報關係か知りませんが、本年はせっかく開催していただいたのに1名も参加がなかったということがございます。

5月10日、三宅都議を訪問しておりますけれども、これは農協の關係、農協が合併して、また独立したわけですけれども、島しょ農協の時代に借入れを行っております。そういうことで八丈農協がそれを引き継いでいるわけですけれども、そういう部分をどうにか東京都で支援していただきたいということで、三宅都議をお願いしております。

5月11日、治山林道協會通常總會、また、漁港漁場協會の理事会、町村議長會との意見交換會等に参加しております。

5月18日、東京都の市町村課長と、毎年、年度初めに八丈島の現状と財政の現状等のヒアリングを行っております。また、道路整備促進期成同盟通常總會、命と暮らしを守る道づくり全国大會に出席しました。

裏面をご覧いただきたいと思います。

5月22日、島嶼郷友連合会、これは大島から、小笠原はちょっと含んでおりませんが、全東京都の市町村関係の合同の郷友会に参加しております。

5月25日、林野振興対策協議会通常総会、また、市町村自治調査会の評議員会に出席しました。

5月27日には、要望活動、議長、各委員長とともに、東京都副知事をはじめ幹部に陳情を行っております。

以上です。

◎一般質問

○議長（奥山幸子君） これより日程第5、一般質問を行います。

質問者に申し上げます。会議規則第62条により質問は3回までとし、質問時間は答弁を含め1時間以内で行うことといたします。

◇ 宮 崎 陽 子 君

○議長（奥山幸子君） それでは、質問を通告順に許可いたします。

1番、宮崎陽子さん。

（1番 宮崎陽子君 登壇）

○1番（宮崎陽子君） 皆さん、おはようございます。

初めに、年々人口減少が続く、八丈町はついに過疎地域として、東京都から今後の計画素案も公開される現状となってしまいました。このようになってしまった要因について、改めて見直していただきたいので、実際に地域が活性化している自治体の例から、八丈町独自のカラーで政策構築につながるよう提案します。

人口減少している八丈町と対照的に、9年連続して人口が増加している地域があることをご存じでしょうか。人口増加率1位になった明石市では、子育て世帯の移住者が多いことが特徴です。そのため出生率も伸び続けています。この地域では、人口を増やす政策というよりも、子育てがしやすい、暮らしやすい環境を目指して魅力をつくってきたそうです。

町の好循環の流れを考えたときに、住民サービスの向上から始まります。サービスが向上することによって安心につながり、安心できる場所に人が集まり、それはにぎわいとなって町の財源が潤います。豊かな財源から、さらに次の政策が生まれ、住民サービスの向上へと還元される好循環の流れです。これらを念頭に置き、子供たちにフォーカスした町づくりにベクトルを向けていただきたいと思います。

人口が増加している自治体では、子供たちを核とした町づくりにより、画期的な政策を実現させています。成功されている地域では、独自の無料化政策で経済の活性化につなげています。例えば、医療費をはじめ給食費、保育費など、所得制限や自己負担なしで子供を対象とした政策予算を捻出しています。あらゆる政策を分類して予算を最適化し、水準よりも高過ぎた手当を一律カットしたり、不経済だと思われるものを見直しを図り財源を確実に確保しています。そして、低所得層のみを支援対象としても地域経済は回らないので、中間層が稼いだ税金で政策を整え、それを中間層に還元することが肝腎だと言われています。

共働き世帯の税が増え、家を建てることによって地価が上昇し、固定資産税が増え、教育に熱心な家庭であれば、子供にお金をかけることで税収入が増えるといった、地域経済の好循環が生まれる仕組みとなります。自治体の子供を支える仕組みを構築することが、現代の日本社会構造の変化に対応していくための要となるのです。子育て環境を良好にしていくことこそ、負の連鎖を断ち切る重要ポイントだと言われています。

毎年、年間約100人ずつ減り続けている八丈町の人口減少を抑えるためにも、子供たちにフォーカスした今後の八丈町独自の知見を問います。

次に、八丈町で新たにツイッターでも情報発信が始まりましたが、コロナ禍におけるプロモーションの一環として、移住希望者との情報交換の場を構築し、町の職員が介入しなくても無料で運用が進む、スラックを活用した取組で成功している自治体があります。SNSとは異なり、個人情報を守りながらテーマ別にチャットルームをつくれる利便性があることから、リアルな交流が活発になる仕組みです。

登録者の中には、移住希望者だけでなく、関係人口となる人々も多く、実績も高いと言われています。住民の方々に主体的に関わってもらうことから、新たなリモート八丈町役場が自走していく窓口となります。

これからの新たな情報発信の在り方として、スラックオンラインサロンを提案しますが、いかがでしょうか。実際に開始している長野県佐久市を参考に、町からの見解を問います。

次に、空き家問題について、それぞれの事情に合わせた解決の一助として、全国17の自治体が取組を始めているプラットフォームがあります。空き家の利活用をはじめ、除却、登記などの様々な分野で対応していくためにも、本格的なサポート導入で空き家の有効活用を目指すことが問われています。人手不足で、個別事情に合わせた対応ができないこと、遠方に住む空き家所有者の動向を把握できないこと、さらに、空き家所有者に金銭的な余裕がないため改善することが困難である現状を早く解決することが求められています。

空き家バンク需要も高まっていることから、自治体費用負担ゼロで取り組む情報があるので、ぜひ検討していただき、今後の支援体制と取組について、改めて町からのご回答をお願いいたします。

次に、デジタル化を成功させるためにはDXの理解が必要です。デジタルトランスフォーメーションとは、人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させることを意味します。どうしても情報弱者に対する格差は生じてしまうので、行政側の視点と住民側の視点を明確に捉えることが重要です。

ご記憶にあると思いますが、令和2年3月議会にてDXを通告する予定でしたが、●●●●●●●●●●（議長が取り消しを命じた発言）正式に通告することができませんでした。あれから2年の月日が流れて、ようやく令和4年東京都予算案の概要資料45ページから離島港湾DX、そして69ページから漁協DX、農業DX等に関連する東京都新規事業として予算が構築されました。

今年5月の八丈支庁で行われた特別幹事会で質問して、ご回答をいただいていた件ですが、島嶼地域のDX推進事業についてご検討いただき、改めて八丈町からの知見を問います。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 和田一宏君 登壇）

○企画財政課長（和田一宏君） おはようございます。

1番、宮崎陽子議員の質問にお答えいたします。

まず1つ目ですが、子供や子育て世代への支援については、移住定住策を考える上でも重要なことと認識しております。八丈町でも、母子手帳交付時から面談や両親学級、乳児健康診査や心理相談など、様々な支援を行っています。また、未満児を除く保育の無償化や、中学までの医療費の無償化も行っております。

町としては、できる限りの支援を行いたいと考えておりますが、他の自治体を参考にして、全てを支援することは財政事情の違いもあり難しいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

次に、2つ目のオンラインサロン構築についてですが、八丈町では、3月にスピード感をもって効果的に情報発信できるという判断から、八丈町公式ツイッター、ロベレニくんを始めました。ご提案の Slack については、情報交換のツールとしては有効だと聞いておりますが、すぐに導入することは考えておりません。今後も、目的に応じた様々なツールが提供されると思いますが、メリット・デメリット、また、地方自治体が使用するのに適している

かなどを慎重に判断し、検討していきたいと考えております。

次に、3つ目の空き家の利活用についてですが、昨年度、NPO法人八丈島移住定住促進協議会に委託し空き家の調査を行っております。移住定住促進の観点から、空き家では所有者が貸す意思があるものについては活用を図っていきたいと考えております。

また、一方で倒壊しそうな空き家も確認しております。所有者には総務課から解体のお願いをしておりますが、所有者不明の空き家もあり、町の課題となっております。自治体費用負担ゼロでの取組があるようですが、こちらについても、メリット・デメリット、また、地方自治体が取り組むのに適しているかなどを慎重に判断し、検討されるものと考えております。

最後に、4つ目のDX関係についてですが、DX関係で町が取り組む事業ですが、まず、この後補正予算で審議していただく農業DXがあります。今年度は試験的ではありますが、担い手育成研修センターに機器を設置し、役場内で風力や施設内の温度を把握するというもので、3年計画で遠隔で温度管理までできるようにするものです。漁業でも構想は持っています。港湾や空港については東京都が管理者ですので、都が行うことになります。

町では、今後もできるところから取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 1番。

（1番 宮崎陽子君 登壇）

○1番（宮崎陽子君） ご回答ありがとうございます。

今回も4つに分けて発言要旨をまとめて質問しましたが、1番目にお伝えしました、八丈町の人口減少が加速して過疎地域になった話題から、新たな政策構築のため、八丈町の財源確保につながるように、財政支援について再質問をさせていただきます。

令和3年4月に総務省より発表されている、人口急減地域特定地域づくり推進法にある地域づくり人材について、国からの財政支援がありますので、八丈町でも取組を検討していただきたいと思います。

その一例として、既に鹿児島県与論町では、与論に移住しませんかと呼びかけが始まり、夏は観光、冬はサトウキビ収穫などで働き口を通年で確保する取組として、与論町の宿泊業者や農家など7事業者でつくるヨロンまちづくり協同組合を、人口急減法に基づき特定地域づくり事業協同組合として認定を受けています。繁閑に合わせて働き手を融通し、派遣しやすくなるため、移住者などにも働き口を通年で確保できる効果が期待されます。

認定基準は6項目あり、八丈町としては6番目にある空き家などの住居のあっせん、保育園や放課後児童クラブなどの子育て環境の整備などの協力体制を構築することにより、八丈町として子供たちにフォーカスした町づくりに寄与できると思います。

さらに、地域づくり人材の定義として、人口急減地域において就労、その他社会的活動を通じて、地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材であれば、幅広く含まれるとあります。雇用される地域づくり人材は、移住を希望する都市部在住の若者、地域おこし協力隊として活躍し、任期を終えた若者など、若い世代に対して挙げられています。市町村及び都道府県が移住定住支援策を講じる場合に、移住定住対策に関わる特別措置を活用することができます。

八丈町が過疎地域になってしまったことによる、今後の早期対策を検討し、今回お伝えしました人口急減地域特定地域づくり推進法による財政支援について提案しますが、いかがでしょうか。私たち議員の仕事として、住民の方々の困り事をただ町に通告するだけではなく、財政支援につながるように情報を伝えて、官民共創の取組となるように努めることが大切だと思います。このようなことも、あらかじめご考慮いただき、八丈町からのご回答をよろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 和田一宏君 登壇）

○企画財政課長（和田一宏君） それでは、再質問に回答いたします。

人口急減地域特定地域づくり推進法の適用を受けるのは、都道府県知事の認定を受けた中小企業等協同組合法上の事業協同組合となっていて、町が事業主体にはなれません。八丈町の中に事業協同組合が存在し申請をする場合は、町が協力をするということが考えられますので、ご理解をお願いします。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

◇ 浅 沼 隆 章 君

○議長（奥山幸子君） それでは、2番、浅沼隆章さん。

（2番 浅沼隆章君 登壇）

○2番（浅沼隆章君） おはようございます。

今日は、公共交通を含めた移動サービスの課題解決に向けた具体的な対策について質問させていただきます。

5月16日に、令和4年度の八丈支庁・八丈町連絡協議会特別幹事会が開催されました。その際にも質問させていただきましたが、移動サービスの中でも、特に観光関連の移動手段である2次交通の問題は大変深刻で、島内のバス、タクシー、レンタカー、レンタバイク、レンタサイクルの需要に対し、繁忙期に限りますが、足りていない状況です。

この問題解決に当たり、東京都都市整備局は、地域に適した移動サービスを構築し、区市町村が関係者と緊密な連携を図りながら、主体的に取り組むことが重要として、令和4年3月に東京都における地域公共交通の基本方針を策定し、区市町村による取組に対する支援策の拡充を図ったと回答がありました。このような状況があることを踏まえて質問させていただきます。

1つ目です。八丈町は、地域に適した移動サービスを構築し問題を解決するため、地域の公共交通計画を策定すると思いますが、どのような内容になるのか、ご回答ください。

2つ目、繁忙期と閑散期での2次交通の需要と供給のバランスが悪いことは認識しております。しかし、大型連休での観光客、来島者ですね、意見を聞くと、2次交通の問題は観光地としては見過ごすことのできない問題であると再認識させられています。

この問題について、路線の変更などを行い、底土まわりなど大変好評を得ている面もあると思いますが、繁忙期に限り、日曜日の循環バスを運行し、また船、空港1日3便の発着時刻に合わせた1時間2回以上の運行を検討することができないのか、ご回答ください。

3つ目、デジタル協議会でバスなどの利用調査が行われると聞いておりますが、八丈町は積極的に参加して、福祉と観光を両立できるような新たな移動サービスの仕組みづくりにチャレンジするべきと考えますが、町の方針をご回答ください。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

（企業課長 菊池 拓君 登壇）

○企業課長（菊池 拓君） おはようございます。

2番、浅沼隆章議員の公共交通を含めた移動サービスの課題解決に向けた具体的な対策の1つ目と2つ目のご質問にお答えいたします。

1つ目、議員のご質問にもありますように、地域に適した移動サービスの構築は重要であると認識しております。しかしながら、今現在、町において地域の公共交通計画を策定する予定はありません。乗り合い事業におきましては、住民の最低限の生活路線を維持していく中で、観光客や高齢者のニーズの全てをバス事業で賄うことは難しいと考えており、島内の移動手段につきましては町全体で検討していかなければならないと考えております。

2つ目、繁忙期の循環バスの運行についてですが、本年4月にダイヤの見直しを行い、船につきましては、定期路線バスの神湊行きが船の発着時間に合わせ3便、底土バス停に運行しています。また、循環路線につきましても、飛行機の発着時間帯に利用可能な便は計10便運行しています。

ご質問の繁忙期に、港、空港への1時間に2回以上の運行につきましては、増便という形になりますので、現在の運輸系の体制では難しいと考えております。今後も状況を見ながら、利用しやすい乗り合いバスの検討をまいります。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 和田一宏君 登壇）

○企画財政課長（和田一宏君） デジタル協議会関係の質問には私のほうから回答させていただきます。

東京都が設置した八丈島デジタル活用協議会では、令和4年度事業の一つとして、2次交通の充実をテーマに現状調査、分析、事業内容の検討、交通サービスの試行を経て、令和5年度以降の事業実施を目指しております。

協議会では、行政主体ではなく地域の声を形にした民間主体の取組を、期待する効果として掲げていることや、八丈町は東京都から事務局としての立場で依頼を受けていることから、協議会に積極的に参加することはできないものと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 2番。

（2番 浅沼隆章君 登壇）

○2番（浅沼隆章君） ご回答ありがとうございました。

まず1番目のほうで、地域の公共交通計画を策定することはないというお話があったんですけども、そこの中で、バス事業だけでは無理で、町全体で行うべきだからというお話がありました。しかし、地域の公共交通の問題を解決するためには、町が積極的に関わってリーダーシップを発揮しなければならないと自分は考えております。では、町は誰が解決して、こういう場をつくったりするべきと考えているのか、お答えください。

2つ目、こちらも、人口減少も続いて労働力不足、また人材不足に加えて、働き方改革、労働時間も守っていかなくてはならないということがあると思います。2次交通の問題を解決せずに、観光地として来島する方々をお迎えすることは難しいと思っております。八丈島

にある2次交通に関わる全ての事業者と町が、今後の地域の交通問題を話し合い、解決するための場所が必要であると考えますが、町の考えをお聞かせください。

3つ目、デジタル協議会のほうで調査をするということですが、町のほうは事務局としての立場があるのでなかなか参加できないというお話があると思うんですけども、先ほど町はやっぱりバスも持っていますし、積極的にやっぱり関わっていただかないと、なかなかこの交通問題というのは解決しないと思っておりますので、ぜひ参加していただきたいと思うんですが、再質問をお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

（企業課長 菊池 拓君 登壇）

○企業課長（菊池 拓君） 再質問にお答えいたします。

町の地域の公共の交通に関しましては、町がもちろん力を発揮しなければならないとは思っておりますが、今、企画財政課長のほうからもご回答があったと思うんですが、八丈町のデジタル活用協議会、こちらのほうの動きもありますので、私としましては、こちらのほうに調査とか回答とかありましたら、積極的に協力したいというふうに考えております。

以上で回答とさせていただきます。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 和田一宏君 登壇）

○企画財政課長（和田一宏君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、協議会では、行政主体ではなく地域の声を形にした民間主体の取組、これを期待する効果として掲げておりますので、町が意見を申し上げるということになりますと、こういった民間の意見のほうやる気といいますか、そういったものがそがれるというような状況にもなりかねませんので、民間のほうの意見を尊重していきたいということで、町は参加はできませんので、よろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） 2番。

（2番 浅沼隆章君 登壇）

○2番（浅沼隆章君） ご回答ありがとうございます。

なかなかこちらのほうは参加していただくことは難しいようなお声が、ご回答いただきましたけれども、バスのほうに関しては、デジタル協議会のほうの調査等にも協力していただいて、よりよい2次交通の形というのをつくっていただければいいかなと。そのときに、町のほうは意見を言わなくても、ぜひその場に座っていただいて、その意見を聞いていただく

だけでもいいと思いますので、ぜひ参加だけはよろしくをお願いします。回答は大丈夫です。

○議長（奥山幸子君） 管理者、一言ありますか。

（公営企業管理者 佐々木真理君 登壇）

○公営企業管理者（佐々木真理君） それでは、浅沼隆章議員のご質問に回答したいと思います。

まず町営バスでございますけれども、町営バスは、今乗り合いと貸切りという2つの事業をやっておりますけれども、これにつきましては国交大臣からの許可を得て経営しているもので、なかなかそのほかの事業に手を出すというのは難しいところがございます。ですので、皆さんとの意見を聞きながら、我々として将来に向けて町営バス、今の在り方がいいのかどうかというのは、皆様と一緒に議論していかなければならないと思いますけれども、まずは皆様のご意見を聞きながら、我々が協力できることにつきましては協力をしていきたいと思っております。今すぐに我々が何かするということは考えてございませんので、よろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

○2番（浅沼隆章君） はい、分かりました。

◇ 山 本 忠 志 君

○議長（奥山幸子君） 続いて、4番、山本忠志さん。

（4番 山本忠志君 登壇）

○4番（山本忠志君） おはようございます。

通告書に従いまして、大きく2点質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、介護保険事業のことでございます。現在実施されておる八丈町の介護保険事業、これが成果を上げて大変ありがたく感じているところでもあるんですけども、保険はあるけれども、介護がなくなってしまいやしないかという、そういう心配も実は私しております。ですので、これはぜひ持続可能な介護保険事業となるように願いを込めまして、何点か質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、高齢化率が年々ご存じのように高まっております。その中で、第8期、今期における介護保険の利用状況の変化、過去と比べてどのように変化しているか、その辺の実態をお尋ねいたします。

細かく言うと1点目、介護認定者の数はどうなのかと。また、そのパーセンテージ、認定

された方の、認定率という言葉があるかどうか分かりませんが、その比率をお伺いいたします。

もう一つ、様々な介護サービス事業を行っていると思いますけれども、居宅サービス、地域密着型のサービス、施設のサービス、それぞれの介護サービス費の給付状況についてお伺いをいたします。

3点目ですけれども、こちらは特別養護老人ホームのことなんですけれども、現在、入りたくても入れない方がいるとかいないとか、いろいろ町ではいろんなうわさがされておりますけれども、実際のところどうなのか。あるいは増床計画はどうなのか、あるいは現在の建物について改修する計画等について、今現在の町のお考えをお伺いいたします。

それから、その中の介護関係の大きな2点目ですけれども、現在の第8期地域支援事業の実施状況についてお伺いをいたします。

3点目、これは介護保険料のことですけれども、65歳以上の方の介護保険料、これはこの介護保険の事業がスタートしたときと比べまして相当値上がりしているんですね。これは八丈町のデータ、なかなか調べたら分からなかったのですが、この事業開始当時の全国平均を調べてみましたら、いろんなところで調査結果があるんですけれども、おおよそ2,500円から2,900円ぐらいと。これはあるところでリサーチしたもの、データを出してありますけれども、そこによりますと全国平均で2,911円。

今現在、八丈町の基準月額が5,931円と、2倍なんです。2倍をちょっと超えています。恐らく全国的に、どの自治体でも同じような傾向じゃないかと思うんですけれども、今後、こういうことが3年ごとに見直しながら、どんどんどんどんこれが2倍、3倍となっていくときに、果たしてこの介護保険事業がサステナブルなものとしてやっていけるのかと、ちゃんと持続可能なのかという心配をしているところであります。

それを継続していくためにも、また、介護事業に携わる人的リソース、そちらのサービス事業所等で働く方々の安定的な確保、人を確保するというのも踏まえながら、例えば、介護保険事業特別会計の基金を活用するなどして、大きな改革、抜本的な見直しをしていく時期に来ているんじゃないかと思うんですけれども、町のお考えをお伺いいたします。

続きまして、大きな2点目でございます。

これは男子トイレのことで、女性の方はあまりご存じない方もいると思うんですけれども、最近のがんの罹患率は2人に1人と、これはもう当たり前で、本当に身近なところでがんのことで悩んでいる方がいっぱい増えているんじゃないかなと思うんです。と同時に、がんで

はあるけれども治療をしながら社会復帰しているという方も、それももう今では当たり前と、俺がんですよ、でもちゃんと治療しながらちゃんと働いていますよと、いっぱいいると思うんですね、そういう方。

そういう中であって、男性の場合、あまり知られていないんですけども、前立腺がんですとか膀胱がんですとか、あまり下半身の話はしたくないし聞きたくもないかもしれないですけども、案外これ重要なことで、非常におしっこが近くなったりすることもあって、尿漏れパッドというのはすごく今、使っている方が多くいると思うんですね。これがんでなくても使っている人いるかもしれないんですが。

これは即戦力、すごく使いやすい、ためになっていると。これがあるおかげで普通に自分は働けるという方も結構いるんじゃないかと思うんですけども、問題はこの処理なんですね。使った後のものを、大体尿漏れパッド許容能力が50ccとか90ccとかいろいろ、あまりたくさん使えない。そのためには交換もしなきゃいけないということで、男子トイレに入るわけですけども、そこに捨てる場所がないんですね、交換したときの。せめて八丈町の庁舎ぐらいは、手始めに男性用トイレにごみ箱、格好よく言うとサンタリーボックスというふうに言うんでしょうか、を設置していただきたいと思うんですけども、検討していただけないかどうか、お伺いをいたします。

以上2点です。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

（福祉健康課長 奥山 勉君 登壇）

○福祉健康課長（奥山 勉君） おはようございます。

それでは、私から、4番の山本議員のご質問、持続可能な八丈町の介護保険事業を目指してということで、まず最初に、第8期における利用状況というところでございますが、第8期が令和3年度からの計画でございます、今、令和3年度の数字を集計中ということなので、まずは令和2年度、ここで回答をさせていただきたいと思っております。

まず最初、①番、この中で八丈町の高齢者の人口は、令和元年度から2年度にかけてまして2,938名、これがピークで来ております。この中で認定者が550から600人程度、これが今の予測ですと、令和22年度ぐらいまではこの範囲内で続いていく。その後は減少していくというような見込みを立ててございます。

ご質問の認定者数、令和2年度の第1号の被保険者の認定者数は565名、認定率が19.5%、ちなみに全国の認定率が18.7%、東京都でいきますと19.6%となっているので、八丈の認定

率は低いとか、そういうことでは決してないというところでご理解をいただきたいと思えます。

2番目、訪問介護やショート・ステイなどの居宅サービスの実績が3億5,889万2,000円、小規模な通所介護や認知症対応などの地域の密着型サービス、こちらが8,013万8,000円、あと、特別養護老人ホームなどの施設のサービス、こちらが3億9,385万4,000円となっております。

八丈のこの給付の状況というのが、全国や東京都と比べまして高いのが、例えばショート・ステイ、これはやはりご家族が上京されている間、食事をどうするかとかそういったこともありますんで、そういった部分ではショート・ステイの利用率が非常に高いと。あと施設サービスも、東京都や全国と比べて八丈町、ちょっと高いんですね。これも、都内とかあちらでいきますと居宅系のサービス、例えばグループホームさんもたくさんサービスがあるんで分散されていくんですが、八丈の場合にはそういったところが極端に少ないんで、皆さん特養のほうに入所されるというパターンがあるので、その辺で給付の率は高いというのが八丈の特徴でございます。

それで③番、人口ビジョンでも示されているように、八丈町の人口は減少傾向。また、認定者数も、先ほど言ったように、しばらくは横ばいが見込まれている現状から、特養の増床は今の現段階では考えにくいということでお話がありました。

この八丈町をはじめ、もう全国的にこの介護の人材不足、これ非常に深刻な問題になっていまして、国のほうでも介護に関わる職員の処遇改善等、いろいろ国のほうも予算をつけて、そういった中でやっている。

私ども、今までは結構サービス、利用者の方、住民の方の利用者の方のサービスを充実させようというところばかり力を入れていたんですが、昨年……令和2年度からですか、厚労省の機関にあります介護労働安定センターというところがありまして、そちらのほうでいろいろ専門の方を教えてください、講師を雇って、そういった事業所のほうも人材の育成のために力を入れているというところで、この7月にも、再度新たな処遇改善が国から示されるという見込みなので、それを見込んで、またこの後もウェブ方式にはなるんですが、そういった困り事とか問題とかやり方とか、そういったものの講師を立てて、事業所で人材の育成に関わっていきたいというふうに考えてございますので、そうしたところで行きますと、やはり、まず養和会さんのほうの確保と育成を優先したいと考えている。ただし、現在の100床は維持をするということはお話をされていまして。

なので、老朽化していく施設のほう、こちらを改修を計画していくということのお話を6月2日の日に、ちょっとお伺いしていますので、お答えさせていただきました。

次が、第8期の地域支援事業の実施状況を問うということで、介護保険、この制度の創設の当初におきましては、私ども保険者のほうには運営の基本である保険料、あと認定、給付、これが保険者の機能として創設の当初はありました。しかしながら、その後幾度もの制度の改正を重ねまして、現在は、地域づくりも含めたより幅広い業務や、地域支援事業の充実、見直しによりまして、医療と介護の連携強化、あと生活支援サービスの体制整備等、多様な事業や取組が保険者の業務とされまして、地域支援事業として実施することになりました。

内容としましては、自立支援、介護予防、あと重度化防止に向けた保険者機能の強化、こういった観点から、高齢者の雇用機会の創出やフレイル、加齢によって身体が、筋力が落ちるとか、そういったところの予防ですね、その周知、あと支援ですね。あと農福の連携の取組、農業と福祉、その後は漁業と福祉というのも考えられると思いますが、あとケアマネジメントの質の向上を図るケアプラン点検、あと総合事業として要支援者等の訪問・通所事業、包括的支援事業では地域包括支援センター業務委託等、任意事業では介護給付費等の適正化事業や認知症サポーター養成講座等を計画し、実施をしております。

次、3番目、サステナブルなものにする、また介護の携わる人的リソースというところで、先ほどちょっと話ししましたけれども、介護労働安定センター、国の機関のほうですね。こういったところで、まずは島にある各事業所のほうを支援にも力を入れていきたいというところはあります。

この基金の活用という部分なんですけれども、65歳以上の介護保険料は保険者ごとに決められまして、被保険者が利用する介護保険サービスの利用見込量に応じたものとなっております。つまり、サービスの利用量が増加する見込みであれば保険料は上がり、利用量が減るとい見込みになれば保険料は下がるというものでございます。しかしながら、利用量が減少する見込み、これは現実的ではなく、保険料は年々上昇していく予測のため、国が中期的に安定した財源確保を可能とする観点から、介護給付費準備基金、これを設置しました。

この基金は、この基金の余剰額を次期計画期間に歳入として繰り入れまして、保険料の上昇抑制に充てることを考えたものです。第8期の計画の中で、第1号保険者の基準月額、これ全国平均が、現在6,014円です。八丈町が先ほど議員がおっしゃったように5,931円ということで、全国平均を少し下回っている。もちろんサービスの供給量も違いますが、給付費の見込みに、今まで積み立てた基金を取り崩すことで低所得者層への配慮をした額とされまし

た。

このように用途を限定されたものなので、ご提案の介護事業のサステナブルなものにするためには、人材の安定確保等に基金の活用、これはちょっとできないというところなので、もう何度も言っていますが、これからはいろんな外部の専門的な方々に入っていて、事業者の支援を行っていくと。先ほど言った処遇改善ということであれば、やはり介護職に携わっている方々の給与等も上がっていくというところで、今は支援をしていきたい、しているというところがございます。

以上で回答を終わります。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

（建設課長 瀬筒国治君 登壇）

○建設課長（瀬筒国治君） それでは、4番、山本忠志議員の男性用トイレにもサンタリーボックスを、ご質問にお答えさせていただきます。

男性用の個室トイレにサンタリーボックスを設置する動きは、今年に入ってから幾つかの自治体が行い始めたものであると認識をしております。八丈町としては、ご質問に手始めとありますとおり、八丈町役場庁舎内の男性用個室トイレ9か所に、6月9日の日にサンタリーボックスを設置いたしました。今月中には、底土海浜公園のトイレにある男性用の個室及び多目的トイレ合わせて2か所にも設置いたします。

また、今後他の施設への展開をするかどうかを検討することになった場合の参考資料として、今回設置したサンタリーボックスの利用状況、維持管理上の課題等について、一定期間調査をいたしまして記録として残してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 4番。

（4番 山本忠志君 登壇）

○4番（山本忠志君） 再質問でございます。

福祉健康課長の答弁を伺いまして、本当に目に見えないところで、いろいろ課長ご苦労なさって、いろんなことをやっていたんだというのが、あの回答の中から分かりました。本当にありがたいことだなというふうに感じました。

ではございますが、やはり、保険あって介護なしとしないようにするためのことで、いま一度あらゆる方法を講じて対処していただきたいなど。特に、今課長のお話を伺っていて、人材確保という点でこれからますます大変になってくると思うんですね。どこの会社でも、建設会社でも電気屋さんでも人がいなくて困っているんですね。もう介護保険なんて苛酷な

仕事ですから、介護サービスの仕事、ますます人が少なくなっていくやしないかなと心配をしているんです。

ですので、いつも僕が言っていることなんですけれども、資格を備えた、そういう人材を求めるのではなくて、最初から育てていくんだということで人材確保の手を打ってはどうかかなということを提案したいと思うんですけれども、その辺のお考えを課長のほうからお伺いしたいと思います。これが1点。

もう1点は、先ほどの大きな1番の(2)の地域支援事業ということでございますが、これは国のほうで打ち出した地域包括ケアシステムという、どんなに重い要介護状態になったとしても、住み慣れた地域で、地域の方々に見守られながら、自分らしく最期を迎えていくんだと、こういうコンセプトで始まったのがこの地域包括ケアシステム。具体的なもの、活動の仕方として地域支援事業というのがあると思うんです。

いろいろ今お伺いして、多くのことをやっておられるんだなということがあったわけですが、この地域包括ケアシステムが一番最後のところに、進め方のところで、その地域独特の、その地域の特性を生かしたものにして地域支援事業を行いなさいとうたわれておるんですけれどもね。この点については八丈町の特性をどのように捉えて、どのような地域支援事業になっているのか、2点目の質問でございます。

それからもう1点、別の大きな2番のサニタリーボックスの件で、早速もう手を打っていただいてありがたいことです。女性の方は知らないでしょうけれどもね、庁舎内男子トイレに行くと、個室の壁にトイレトーパー以外流さないでくださいって、大きなポスターが貼ってあるんですよ。全個室の表面ですよ。内側に貼ってあるならまだしもね、表に貼ってある。僕はみっともないなと思って、八丈の人はトイレに何を流しているんだろうという印象をよそから来た人は思っているんじゃないかと。

この辺も課長、もし掌握していればお伺いしたいんですけれども、一体どんなものが流されて、ああいうポスターが掲げられているのか。いろんなペーパー以外のものが流されると詰まったりして、修理で大変な費用もかかるんじゃないかと思うんですけれども、その辺の事情をもしお伺いできたら教えていただけないでしょうか。

以上、合計3点の再質問でございます。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

（福祉健康課長 奥山 勉君 登壇）

○福祉健康課長（奥山 勉君） それでは、私から、4番、山本議員の再質問のほうにお答え

をさせていただきます。

まず人材育成、確保というよりも最初から介護に携わる職員の方々を育成していくというところなんです、これももう前々から、例えば介護職員初任者研修とか、そういった事業自体は一応行ってはいるんですが、そうした中でも、やはり参加される、していただける方がなかなか応募がないと。たしか、昨年度も12名ですか。そのほとんどがもう現在既に介護に携わっている方々。2名程度ですかね、一般のほうから介護のほうに、ちょっとやってみようかなということで応募いただいたという件はございます。

そうした中で、一般の方々がやはり島外から八丈に来られている方でしたので、そういった部分で、そういった資格といいますかそういったものを取って、今後役立てようというふうに考えていただけるのは幸いなことなんです、なかなか最初から育てるところは、本当に難しい問題でございまして、この辺は、また各事業所のほうも人材の確保等にはいろんな手を打っていらっしゃるという話も聞いていますので、また、全事業者の方々とか集めて、どういった方策があるのかということも話し合っ決めていきたいと考えてございます。

次、2つ目の地域包括のケアシステムなんです、これ、ちょっと先ほども回答の中で触れさせていただいたんですが、まずは創設当初からいくと、本当に保健所の機能というのが、制度の運用の機能、ここの部分に集中していたと。今現在、この地域包括のケアシステム、その一つの地域で、高齢になられてもその地域で皆さんに支え合ってもらって、最期までいくと、生活をしていくというところで、私どものほうに今求められているのは、このマネジメントというんですか、多職種の方々の連携、そこをうちらがマネジメントしていくというところがありますので、そうしたところを、多職種の連携を図りながら、最終的には地域住民の方が参加できる場所や居場所等、こういったものをつくって、つくるというかコーディネートして、そうした中で地域づくり、コミュニティのある地域づくり、これがやはり高齢の方々には一番大切なものではないかなというふうな考えでございます。

なので、そこに向かって、まだまだいろいろやらなければならないことがたくさんあるんですが、そうしたものを見据えて、私どもは今後も一生懸命努力をしてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

（建設課長 瀬筒国治君 登壇）

○建設課長（瀬筒国治君） トイレの扉の表面に注意の案内を貼らせていただいているのは、

どう考えても用を足される目的ではなく、ごみを捨てる目的のために扉を開けると、つまり扉の内側を見ないでそのままトイレに異物を流すといったことがたまにあるので、外側の目立つところに貼らせていただいております。

実際、異物が流されている回数としては、そんなには多くないんですけれども、年に4回前後流されたりします。これまでにあった事例としましては、おむつですとか、下着とかタオルとかたばこの吸い殻ですね、ポケットに入れている吸い殻入れからトイレに流したような跡があるとか、またお弁当の食べ残しとか、そういったものが流されたことがあります。

今後も、そういった注意喚起、できるだけ見える位置で、場所に貼らせていただければと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 4番。

（4番 山本忠志君 登壇）

○4番（山本忠志君） 驚きましたね。そういうものが捨てられているとは知りませんが、ちょっと僕は考え方誤った質問をしたかなと思ひまして、多分、僕は処理に困った方が、尿漏れパッドをどこに捨てたらいいか分からなくて、トイレで捨てることもあるのかなぐらいな軽い考えでいたんです。今の課長のお話聞いて、本当に公共心を疑うような、本当に許せないような現状であるということがよく分かりました。これは我々町の議員としても、もうちょっと町の施設を大事に使うような、そういう呼びかけといいますか、道徳心の向上ですとか、そういうこともちょっと違った形での仕事があるかなというふう感じたところです。

3回目にここに質問に立ったのは、先ほどの福祉健康課長のお話の中で、八丈町の特性をどう生かして地域支援事業に還元していくのかという、このところはもうちょっと具体的に、八丈町の僕の予測としては、八丈は自然が豊かですから、そういうものを活用しながら、介護サービスの中に八丈町の自然環境を取り入れて介護事業を進めていく、地域包括ケアシステムというのを進めていくのかなと思ったんですけれども、もうちょっと具体的に、課長にその説明をお願いできないでしょうか。

以上、1点です。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

（福祉健康課長 奥山 勉君 登壇）

○福祉健康課長（奥山 勉君） それでは、私のほうから再々質問にお答えをさせていただきます。

4番議員がおっしゃるように、地域包括ケアシステム、こちらはそれぞれの要素が整備さ

れるだけではなくて、それらの要素が連携をして高齢者の状態に応じて必要なサービスが一体的に提供される。こういったことが重要ということで考えられていまして、今議員がおっしゃったように、この八丈、緑が本当にたくさんございますので、そういったところで、いろんな住民の方々がお互いに支え合いながら、先ほどちょっと触れたんですけれども、コミュニティ、そういった地域づくりの場を私たちがマネジメントをしていく。

ここでこうやってくれというよりも、そういった動きになるように、私たちは方向づけをしていくというところにちょっと力を入れていきたいなというふうに考えてございます。よろしいですか。

○議長（奥山幸子君） ここで休憩を取ります。

10時半まで休憩といたします。

（午前10時15分）

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時30分）

◇ 金 川 孝 幸 君

○議長（奥山幸子君） 10番、金川孝幸さん。

（10番 金川孝幸君 登壇）

○10番（金川孝幸君） おはようございます。

初めに人口減少対策への取組について質問します。

1番、2番、3番議員からも同様な質問があり、町民から多くの声があることがうかがえます。八丈町の人口は、一時的であります、4月1日で7,000人を切りました。人口の減少は想定されていましたが、想定以上に加速する可能性があります。人口減少により、飛行機の減便、町立病院の存続危機、坂下地区の小・中学校の統廃合などが考えられます。これらの想定が現実となった場合には、人口の減少はさらに加速すると思われれます。最近、タクシー会社が廃業しましたが、これは島での生活や産業に様々な影響を与え、人口減少に拍車をかけることとなります。

移住定住や農業・漁業者への定住策などは行っていますが、島外から呼ぶだけではなく、島から離れない策の強化も必要と思います。高齢の方がやむなく運転免許を返納したが、買物や通院などの日常生活だけでなく、知人との交流もできなくなり、何日も他人との会話が

できなくなった方もいます。これは、認知症の加速や生きがいにも関わる重要な問題です。生まれ育った島で生涯を過ごしたい思いはあっても、現実的には無理があり、今年の4月に子供が島外へ転出した方の話も聞きました。町は、この現実を真剣に考える必要があります。

また、新型コロナの影響により働き方が大きく変わり、リモートワークやワーケーションなど普及していますが、羽田からのアクセスのよさを生かしたアプローチは不足しています。以前に一般質問で、和歌山県の南紀白浜空港の例を挙げ、飛行機の利便性を生かした企業誘致案を提案しましたが、その後取組は見られません。民間では、八丈島でも既に企業誘致に取り組んではいますが、民間だけでは思うように進みません。八丈島には多くの可能性があります。八丈町として人口減少対策への具体的な行動が必要と思います。そこで質問します。

1点目は、八丈町で自動車のない生活はできないのが現実です。バスだけでなく、小回りの利く2次交通や、島内での移動販売や買物代行サービスのようなシステム構築が必要と思いますが、生活弱者へ、町での支援の考えはないか聞かせてください。

2点目は、八丈島と島内との距離を、長さではなく時間に計れば多くの可能性はあります。1日飛行機が羽田間を3往復している強みを生かした企業誘致を強化する必要があると思います。他の地域に比べ、八丈町の企業誘致取組への努力は足りないと思います。対応を強化する考えはないか、聞かせてください。

3点目は、空き家の調査を行ったと思いますが、その調査結果をどのように生かすのか、聞かせてください。

次に、遊漁船の安全対策について質問します。

知床半島での観光船事故では、多くの犠牲者が出て問題になっていますが、八丈町でも釣船やダイバーの事故が起こっています。基本的には、国土交通省や海上保安庁の管轄する問題と認識していますが、地域の気象や状況に合わせた運航基準の制定が必要との指摘もあります。八丈町として、遊漁船などに関してどのように対応しているのか、質問します。

次に、職員の管外旅費について質問します。

この質問は、旅費を増やせという趣旨ではありません。また、町の職員の意欲や、町を退職した職員が長を務める機関の職員にも関わる問題です。町の職員は決められた行程でなければ、片道か往復の運賃は支給されません。職員の意欲にも係るので質問します。

- 1、島外出身の職員数の推移を教えてください。
- 2、町の職員から管外旅費について不満の声はないでしょうか。

3、町の職員が行程から離れ旅費を支給されなかった、コロナ前からの件数及びその割合を教えてください。

4、職員の旅費に関する条例では、第1条に目的を定めています。その中には、非常勤職員を除くとされていますが、非常勤職員の旅費はどのように支給されているのでしょうか。

5、職員の旅費に関する条例運用マニュアルが制定されていますが、町の顧問弁護士のリーガルチェックを受けているのでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 和田一宏君 登壇）

○企画財政課長（和田一宏君） それでは、10番議員の人口減少対策についての質問にお答えいたします。

まず、1つ目の2次交通等についてですが、東京都が設置した八丈島デジタル活用協議会では、令和4年度事業の一つとして2次交通の充実をテーマに、現状調査、分析、事業内容の検討、交通サービスの試行を経て、令和5年度以降の事業実施を目指しております。

また、もう一つ、飲食物や日用品のデリバリー、買物代行サービスの導入支援を行い、島民や観光客の利便性向上を図る取組も行います。こちらは、今年度中に事業を実施し、効果検証を行う予定です。こうした取組は、民間事業者主体で行われるものと認識しております。

次に、2つ目の企業誘致ですが、町では現在、農業や漁業で担い手を受け入れ定着させる事業や、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、雇用機会拡充事業も行い、移住定住策に取り組んでいます。また、東京都でも、有楽町の交通会館内に東京多摩島しょ移住定住相談窓口を設置しており、こちらも活用していく予定です。

町では、個人の方の移住定住策に力を入れたいと考えておりますので、企業誘致については考えておりません。

最後に、3つ目の空き家調査の関係についてお答えします。

調査の結果、即利用可能な物件が60棟、修繕次第で利用できる物件が57棟、大規模修繕が必要なものが125棟、242棟の空き家が確認されております。

今後の活用の方向性ですが、現状では、所有者に貸す意思があるのかどうかという調査は一部のみでしかしていませんので、まず意向調査をしたいと考えております。意向調査をした上で、不動産業者などの協力も得られるような形で、移住者用の住宅として活用できればと考えております。

私からは以上です。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

（産業観光課長 大川和彦君 登壇）

○産業観光課長（大川和彦君） おはようございます。

それでは、10番、金川孝幸議員の2番目のご質問について回答させていただきます。

知床半島での事故で取り上げられている観光船、いわゆる遊覧船は、旅客船に分類され、国土交通省への許認可が必要となる船となります。一方、議員の質問にもございます八丈町の遊漁船については、主に釣りなどの娯楽のためにお客を乗せて航行する船のことをいい、都道府県への登録の届出による船のことをいい、目的や種別が異なるものです。

八丈町では、今回の事故の報を受け、国や都に先立ち、漁協に対して、4月28日までに各遊漁船への安全確認についての再周知を依頼しました。その後も国や都からの通知を受け、通知の内容を遅滞なく情報共有し、安全管理の意識づけを漁協、船等に対して行っております。

○議長（奥山幸子君） 総務課課長補佐。

（総務課課長補佐 山下 進君 登壇）

○総務課課長補佐（山下 進君） それでは、金川議員の管外旅費についての質問についてお答えします。

まず、1番目の、町の島外出身者職員数及びその推移についてです。一般事務職での推移となりますが、過去5年、4月1日現在の人数については、平成30年が45名、平成31年が47名、令和2年が53名、令和3年が52名、令和4年が45名となっております。一般事務職員に対する5年平均の割合は約37%になります。

2番目の、町の職員から管外旅費についての不満の声はないかということですけれども、平成31年4月1日から旅費条例運用マニュアルでの運用を開始しておりますが、職員から不満等の声は特に聞いておりません。

3番目の、町の職員の行程から離れ旅費を支給されなかった、コロナ前からの件数及びその割合についてです。コロナ前の平成31年度が103件、割合で約14%、令和2年度が26件、割合で約15%、令和3年度が27件、割合で約13%となっております。出張用務後の私事滞在による事例がほとんどとなります。

4番目の、非常勤職員の旅費についてですが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、これの第3条で規定をしていますが、旅費の支給額については職員と

同額となっています。また、会計年度任用職員については、正職員の例によるとなっています。

5番目の、職員の旅費に関する条例運用マニュアルについてのリーガルチェックについてですけれども、まず、この運用マニュアル作成に当たっては、国や東京都の制度を参考にし、八丈町の規模や地理的条件に合致するよう、課長連絡会議や職員からの意見を取り入れ作成したものであり、外部からのリーガルチェックは受けておりません。

以上になります。

○議長（奥山幸子君） 10番。

（10番 金川孝幸君 登壇）

○10番（金川孝幸君） ご回答ありがとうございます。

買物へのデリバリーの取組等、期待したいと思っております。

あと、企業誘致は行わないと明言されていましたが、人口の増えているような自治体では、この企業誘致に物すごく力を入れています。企業を1社入れた場合、個人1人1人を誘致するよりもはるかに大きな可能性があるのです。これについては考え方を改めていただきたいと思えます。

様々な移住定住に向けた予算を計上していますが、八丈島に事業所を置く計画を立て、島に何度も足を運び、真剣に調査を進めた会社があります。都内へのアクセスや島の地価、家賃の安さに加え、町立病院や商品の充実したスーパー、リフレッシュできる自然や、特に通勤時間が大幅に少ない点など、調査に来た役職員からはいい評価が出たと聞いていました。他の候補地に比べ有利な点が多かったのに、最終的に八丈島は選ばれませんでした。その一番の理由は町の将来性です。

事業所を置く場合、建物への投資などを考えると、最低でも10年間以上は維持したいが、十数年後に飛行機の就航や病院を維持できる保証はなく、人口減少について町の取組がほかの競合地区に比べると弱いのが選ばれなかった最大の理由と思われれます。

例えば福島の西郷村では、企業誘致のパンフレットを作っており、多くの優位さをPRしています。また、八丈島より条件の悪い鹿児島県の霧島市では、移住定住策として助成金制度やお試し移住など、積極的に取り組んでいて熱意を伝えています。どうしても比較して見られます。ほかの地域のまねをするのもいいのですが、失敗してもいいから八丈島らしい取組にチャレンジする姿勢が必要だと思います。地方に事業所を設置したり、移住定住を考える人たちは、チャレンジ精神の強い方が多いので、対応した取組の強化について再質問します。

あと遊漁船などの対応なんですけれども、一度大きな事故を起こすと観光地としてのイメージダウンになります。最近では釣り、ダイビングだけじゃなく、ホエールウォッチングも加わり、今後成長していく事業と思います。様々な業種にも影響するので、海のレジャーの安全な島を積極的に宣伝してほしいと思います。

次に、島外出身の職員なんですけれども、3割以上いるということで、もう明らかに状況は変わってきています。古い規則では通用しなくなっているものもあると思います。また、職員から不満の声はないとのことですが、聞く耳を持たないのか、言っても無駄と諦めている可能性があります。働きやすい職場にするためには、積極的に声を聞く仕組みが必要だと思います。

これは一つの例です。都内近郊に実家があり、両親は健在です。縁があり八丈町の職員に採用されました。都内への出張があり、金曜日の午前中で業務を終了しました。規則では最終便で島に帰らなければなりません。午後5時少し前に着く最終便で帰っても仕事はできなく、翌日からの週末は休みなので、実家に寄って両親に元気な顔を見せようとしたのですが断念しました。これは金曜日に帰らなければ航空運賃が支給されないからです。この話を聞いた両親はどのように思うのでしょうか。何も職場に迷惑をかけないのにおかしな制度で、息子は情け島に行ったはずなのに、情けない島どころか、鬼が島に就職したのかと思うのではないのでしょうか。

一方では、同じ環境で八丈町の民間企業に就職した職員の例です。木曜日の用務で都内に出張し、金曜日の2便で帰るのが規則です。上司から、金曜日の2便で帰っても少ししか仕事はできないので、有給休暇を取って、実家に帰って親に元気な顔を見せてきなさいと言われて、実家に寄り、島では見られない映画に行ったり買物をしてリフレッシュし、日曜日の最終便で島に帰り、月曜日から仕事をしました。もちろん、金曜日と土曜日の宿泊費などは支給されません。ただし、木曜日の仕事は済ませているので帰りの飛行機代は支給されました。どちらの職員が気持ちよく仕事ができるかよく考えてほしいと思います。

最近、学校のブラック校則が見直されるようになったと聞いています。八丈町でも、状況の変化に合わせ、職員の声を聞き、改める点はある必要があると思いますが、見直しを検討しませんでしょうか。

また、島外のイベントに参加した方からの声です。町に協力して参加したのに、町の職員と同じ行程でなければ飛行機代を出さないと言われた。職員は帰って仕事をしなければならぬが、帰っても仕事を休めるので、上京したついでにやりたいことはいっぱいあるのに納

得できないという声もあります。

次に、旅費に関する条例運用マニュアルなのですが、これ専門家のチェックを受けていないということなのですが、行程について私事、状況により現地出張及び出張用務終了後の私事滞在について定められています。出張用務の開始から終了までが旅費支給の対象となるため、私事滞在がある場合には往路または復路の交通費は支給しないと定めています。

この表現を読み替えると、私用で上京したついでに町の仕事をしたので、旅費の最も大きい部分の交通費を支給しないとも読めます。出張用務の開始から終了まではこの解釈で正しいのか、法律の専門家の意見を聞き、基となる条例との整合性を確認すべきと思いますが、どのようにお考えか、聞かせてください。

以上、お願いします。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 和田一宏君 登壇）

○企画財政課長（和田一宏君） 企業誘致についての再質問ですが、やはり、企業を誘致することは、まずオフィスは企業側が造るとしても、住居、それから保育園、小学校・中学校、こういったもののキャパもありますので、そういった点では非常に難しいことかなと思います。やはり、保育園等はマンパワーも不足しておりますし、そういった点で企業誘致は非常に難しいということで、企業誘致は考えておりませんという回答をいたしました。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

（産業観光課長 大川和彦君 登壇）

○産業観光課長（大川和彦君） 安全面の件について、ホエールウォッチング等の今後の活用ということで、今現在、ホエールウォッチング用に許認可を得て遊覧船の登録をしている船は2船あります。その船に関しましても漁協に所属しておりますので、漁協を通じて各案内とか安全確認については全て行っておりますので、そこら辺は情報共有しながら行ってまいります。

○議長（奥山幸子君） 総務課課長補佐。

（総務課課長補佐 山下 進君 登壇）

○総務課課長補佐（山下 進君） 旅費運用マニュアルについてお答えをします。

こちらリーガルチェックは受けておりませんが、国、東京都の制度を参考にしておりまして、内閣府が出しております旅費業務に関する標準マニュアル、こちらには公務出張

に合わせて私事、旅行を行うことの必要性については、服務面や倫理面を含め総合的に判断した上で、適切な旅費の執行を行う必要があると明示されています。

八丈町では、私事滞在等で片道の飛行機代等が支給されない運用は、平成31年の職員の旅費に関する条例運用マニュアル施行以前から適用されています。これは、旅費が手当等ではなく、あくまで実費弁償である点を踏まえて、その点で住民からの運用に疑念が生じることのないように、国の制度を参考としながらも、八丈町の規模に適合した運用としているものですので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 10番。

（10番 金川孝幸君 登壇）

○10番（金川孝幸君） 企業誘致についてはもっと積極性を出してほしいなという希望があります。

あと、運用マニュアルについては国とか都に合わせているということなのですが、有能な人材を確保するためには、そのとおりじゃなくてもいいんじゃないかなと。八丈島に合った規則があってもいいんじゃないかなと思います。なぜこのような質問をするのかよく考えてください。職員が上京したついでに、島には経験や体験できないことをやれば、まるで罰を与えるように思います。見識を深めたりリフレッシュすることはよいことなどで、逆に進めてほしいぐらいです。

島外出身の町職員は最も身近にいる移住定住者です。移住定住者の声を聞いて、住みやすい町にしなければ島の人口は減り続けます。人口減少により島の将来はどのようになるか考えて町政を行っていると思いますが、改めて最も身近にいる町の職員の働く環境を整備しないか、再々質問します。

○議長（奥山幸子君） 総務課課長補佐。

（総務課課長補佐 山下 進君 登壇）

○総務課課長補佐（山下 進君） 島外出身の職員が東京に戻ったときにいろんな見識を深めたり、ご両親に会ったりというふうなことは非常に必要なことかと思います。ただ、我々は民間企業ではなくて公務員として勤めているというふうなことを考えますと、その辺での倫理面といいますか、疑念を抱かれないような態度というのは、非常に重要な点だと思いますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 町長、コメントありますか。

（町長 山下奉也君 登壇）

○町長（山下奉也君） 旅費については、庁議等で十分内容、以前からの慣例等もありますけれども、島外の職員だけでなく島内の職員も、東京に行っているいろんなことをやりたいというのも確かにございます。

そういう中で、先ほど課長補佐が申し上げたように、国や東京都の準則といたしますか、それに沿って条例を定めておりまして、公務災害等の規定もあります。そういう中で非常に難しいですけれども、そういうのが可能であれば、島外の職員、島内の職員にかかわらず、検討の余地はあるかなと思いますけれども、それは職員以外に非常勤といたしますか、よく観光イベントで物産展なんかに行く一般の方の旅費についても、そういう部分からの不満が多いのかなと思います。

やはり、私も職員から、その部分聞いた覚えがございませんけれども、私も私用で行く場合と公務の場合と、分けたほうが気が楽ですごくいいなと思っているんですけれども、そういうことで、検討できる内容であれば検討していきたいと思っております。

また、先ほどの、多分企業誘致の関係はサテライトオフィスの関係だと思うんです。私は、大企業は誘致できないと思いますけれども、八丈町で人口が急激に減少した原因は、私はいつも言っているんですけれども、NTTと測候所が引き上げたことです。そういうことで、大企業が来て、いつぱつと帰っていくかと、そういう急激な人口減少というのは町にとって非常に厳しい内容になると思います。

チャレンジ精神、確かに大事ですけれども、公務員ですので失敗を恐れております。チャレンジ精神も大事ですけれども、企業誘致、本当にIT関係では可能性があると思いますので、そういう部分については積極的にチャレンジしていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

◇ 沖 山 恵 子 君

○議長（奥山幸子君） 続きまして、5番、沖山恵子さん。

（5番 沖山恵子君 登壇）

○5番（沖山恵子君） 私のほうからは、土の捨て方と消防団員の処遇について、大きく2点質問をさせていただきます。

全国的に土はごみではないと言われております。しかし、使い終わった土が廃棄物になってしまうという事実も現実としてあります。その土をどうしたらよいのかということで質問をいたします。

住宅にお住まいの方から、ベランダで家庭菜園をやったんだけど、東京に引っ越すことになった、帰ることになった。この土どうしたらいいですかと質問されたことがあります。そのときに私は適切な答えを出すことができませんでした。人の土地に勝手に捨てると、産業廃棄物を勝手に捨てたということで、それは怒られてしまいます。

また、例えば私の畑に捨てていいよって言えたかどうかという、それも私自身は言えなかったんですね。なぜかという、土って意外と大切にされているんです。よい作物を作るためには、それぞれ工夫したり消毒したりいろいろするんですね。私の場合も、1回使い終わった土は休ませるとか、消毒するとか、新しい土を買ってきて混ぜるとか、いろんなことをやっているんですね。そのような状況の中で、人が使った、家庭菜園の使い終わった土を、うちの畑に捨てていようとも言えず、結局その方は燃えるごみに出しました。

全国的に、この土の問題、大変みたいで、いわゆるスーパーの買物袋程度だったら燃えるごみに出していいですよという自治体もありますし、リサイクルして回収している自治体もあります。八丈町の場合は、土はごみではないですから、適切に処理してくださいって、たしか冊子に書いてあったと思うんですけども、じゃどのようにしたらいいのかなということ、町としてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

私は、燃えるごみに出して、最終処分場の灰となって、埋立が増えるよりはいいそのことその上に覆土する土にするとか、中之郷の処分場、木を切ったのをいろいろ持って置いて置いていますけれども、それを最終的に多少覆土するんですね、木ばかりじゃなんなのということ。そういうのを使うとか、集めた土もごみではなくて、そういうことに再利用するとエコですし、SDGsですし、いいのじゃないかなと思うんですけども、それも含めて、町はどのようにお考えなのかお聞かせください。

次に、消防団員の活動報酬を4月からアップされたんですけども、そのマイナス面はないのかなということについてお伺いします。

私、消防委員をやっておりまして、議員の任期中に、できるだけ消防団員の方が活動しやすいようにと、いろいろ活動してきたつもりです。今回、町のほうから報酬アップの提案がありまして喜んで賛成しまして、どうですかと団員の方に聞いてみたんですね。喜んでいっていたんです。

そうしましたら、いやいや、いい迷惑だみたいな感じに言われまして、あれっという。手取りが減ったとか、公務員の方が活動しにくくなった。今までは実費弁償だったので、別に公務員の方が消防団員を活動しても副業とはみなされないし、胸張って活動できたんですけ

れども、今度は報酬になったんですね、たしか。税金も引かれるんです。とある方は活動しにくくなったということで、あんまり消防団活動参加してくれなくなりましたと。前のほうがよかったよって言われて、えっと思ったんですね。

その辺、これは実際どうなのか聞かないと分からないので、お伺いします。同じ時間働いて報酬が減るという事実があるのかと。あと、町役場として、町役場の職員が消防団員活動をするのは副業とみなされて推奨しないのか、いやいや、そうじゃないですよって、どんどんやってくださいという立場なのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

（住民課長 佐藤真一君 登壇）

○住民課長（佐藤真一君） それでは、私からは、5番議員の1つ目の土の処分についての質問についてお答え申し上げます。

まず、土は自然物であり、廃棄物ではございません。廃棄物処理法上では、土や砂は廃棄物から除外されておりますので、廃棄物としての受入れは、再利用目的での一部の自治体を除き全国のほとんどの自治体を実施していないのが現状でございます。お示しの例のように、土を燃えるごみとして出すことはルールを破っている行為となりますので、慎んでいただくようお願い申し上げます。

町として推奨する適切な処理方法については、土等を購入された販売店や土地所有者の知り合いの方へのご相談を、もしくは便利屋さんのような業者さんへの依頼をという案内等となり、町の直接指導方法はございません。

覆土としての利用についてのご指摘は、町の中之郷埋立処分場も、一組にも問い合わせたところ、最終処分場のいずれも、土の形状や状態の均一性を保てる箇所からのトラック単位での搬入を実施しており、個人からの総量の土の受入れを実施する場合は、受入れ側の対応頻度の増加と、土の均一性の調査が増加することが想定されますので、現状法の維持との回答となり、個人からの受入れはできないとの回答となります。

また、現時点で、島内の土を無償で覆土として再利用しておりますので、SDGsの理念に寄り添うことになるとは言えないと存じます。

再度申し上げますが、町として、土は廃棄物として取り扱ってございませんので、明確な処理方法をお示しできませんが、土を燃えるごみとして出す行為はルール違反となりますので、慎んでいただくようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 消防長。

（消防長 菊池邦彦君 登壇）

○消防長（菊池邦彦君） 5番、沖山恵子議員の2番目の質問に、私のほうからご説明さしあげます。

消防団員の活動報酬アップのマイナス面はないかというご質問でございますが、まず、報酬について、年額報酬5万円までは非課税となっております。これは5万円以上は副分団長以上が対象となっておりますので、この方には毎年源泉徴収を行っております。

次、出動報酬についてですが、災害出動の場合日額8,000円まで、災害以外の出動は日額4,000円までは非課税の対象となります。令和3年度までは、出動手当は一律3,000円でしたので、手取りが減るということはないと考えております。

次に、公務員の団員が手伝いにくなったとのご質問ですが、報酬が増えたことで、このような声が出たのではないかと推察されますが、この金額は、国のほうで公に認められているものでございますので、遠慮なさらずに消防団活動にご協力いただければと考えております。

次の（1）同じ時間働いて報酬が減る事例があったかのご質問でございますが、これは出動したことに對して日額で手当をお支払いしておりますので、報酬が減るといふ事例はございませんでした。

次の（2）町役場の職員が消防団活動をするということは副業とみなすかということですが、地方公務員法第38条により、地方公務員は営利企業への従事性が制限されておりますが、消防団活動は公の活動となりますので、副業に当たるとは考えておりません。これは、消防機関からの組合の質問の回答にもあるものでございます。なお、勤務時間中の出動に関しまして、あらかじめ所属長等に包括的に許可を得ていれば、出動した時間の職務が免除されるという形になっております。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（奥山幸子君） 5番。

（5番 沖山恵子君 登壇）

○5番（沖山恵子君） まず、1番の、土はどのように処理したらよいかということで、燃えるごみに出しちゃ駄目ですよ、便利屋さんとか頼んでくださいねって。便利屋さんどこに捨てるんでしょうね。やっぱり大変なんですよ。

あとは課長のお答えいろんなところに聞きましたけれども、個人のごみはという話でしたけれども、例えば私が思うには、空き瓶とか月に1回収の日がありますよね。その日に出します。町役場も多分上が、があつて上がるトラックを持っていると思うんですね。そういうのを置いておいて、月に1回ここにに入れてくださいって言えば、多分、皆さん持ってきて出してくれると思うので、個々にいろんなところに持っていかれると確かに業者さん困るって言うと思うんですよ。

でも、均一性ということからすれば絶対均一ではないと思います、多くの方が持ち寄る土ですから。ただ、覆土として中之郷処分場とかの覆土に使うときに、それが使い終わったプランターの土であっても、山を掘った土であっても、あまり変わらないのではないかなど。なぜそこで細かく区別するのかと思うんですが、回収するのではなく、町役場に持ってきてください。私どもで処分しますということができないのかなということ、再質問として伺います。

消防団員の報酬については、処遇改善されており、決してマイナス面はないですよというお答えがありました。職員の方、実際に控えた方がいらっしゃるということは、職員の方知らないんです、きっと。ぜひ周知をしてください。5万円までは非課税ですし、国のほうでもそういう公共の仕事は認めていますので、積極的に参加してください。

これをしておかないと、よく東京の操法大会とかありますよね。そういうときに、民間の方ですとお休みすると手取りが減るのでということで、公務員の方ですとか、福利厚生しっかりしているところの方の出動が多いということ、過去に聞いたことがあるんですね。もし、役場の職員が出たいよって言ったときに、出られなくなっちゃうと困りますので、大丈夫ですよって、ぜひ消防団員活動を積極的に参加してくださいということ、役場の中及びほかの業者さんもそうかもしれませんけれども、しっかりと周知していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

1番については、いまいち、課長のお答えよく分からなかったもので、どうしたらいいのかなというのと、町で集めて中之郷の処分場に覆土として使うということはある得ないことなのか、再度ご質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 住民課長。

（住民課長 佐藤真一君 登壇）

○住民課長（佐藤真一君） それでは、私から再質問についてお答え申し上げます。

最初に、冒頭に申し上げたように、土は自然物で廃棄物ではございません。ですので、町

の責務として廃棄物、我々一般廃棄物を所管してございますが、私どもが処理するというような責務はございません。

ご案内といたしまして、当然プランターには土が入って、プランターのご購入だと思うんですが、そういった販売店へのご相談、ある知り合いの方の土地所有者へのご相談、また便利屋さん等、これ廃棄物処理法上、別に廃棄物ではございませんので、便利さんがいいよというような形で、有料になるか、無料になるかはその方とのご相談になるかと思うんですが、そういった方へのご相談がよろしいんじゃないですかというご案内ということで、直接指導をする、私どものところはございませんのでご理解を願います。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 消防長。

（消防長 菊池邦彦君 登壇）

○消防長（菊池邦彦君） 5番、沖山恵子議員の再質問にお答えいたします。

このような制度が周知徹底できていない状況であれば再度周知、全団員、ほかの企業とかにも周知徹底してまいりますのでよろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 5番。

（5番 沖山恵子君 登壇）

○5番（沖山恵子君） 土はごみじゃないって町が思っていることは承知しております。では、町は花いっぱい運動といってフリージアの球根を配って、一生懸命植えてくださいとかいろいろやっていますよね。その一方で、そこで出た土はごみじゃないから何もしないよということではなくて、考え方を変えて、住民サービスとして、例えば住民課のごみじゃないというのであれば、ほかのところでそういうことができないのかなと。

実際困っている方がいるわけですよ。この土どうしたらいいだろうって。便利屋さんに頼みなさいっていったって、プランター1杯の土を便利屋さんへ電話して、どうしたらいいですかって、なかなか相談はしないですよ。トラック1杯の土だったら、そりゃ相談しますよ。

私も裏の崖が崩れたときは、業者さん呼んでいろいろ対応しますよ。ただ、家庭菜園ですとか、花いっぱい運動で植えたフリージアのプランターの土どうしようかっていったときに、それをどうにかできないというのもどうかと思うんですけれども、住民サービスとして、ごみではなく、産業廃棄物ではなく、困っていることをどうにかしようという立場で、どうにかできないのかということをお伺いいたします。よろしく願いします。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

（産業観光課長 大川和彦君 登壇）

○産業観光課長（大川和彦君） 住民サービスということなのですが、花いっぱい運動とかは住民の方々のご理解をいただいて、いろんな取組を行っていただいているということで、住民の方が主導でやっていただいている。そこに町役場としてバックアップをしているというような考えでおります。

ですので、そこで出た土というのは、土なので土に返すというのが普通なのかなというふうに考えておりますので、それを集めてどうにか、何かをするというようなことというのは、ちょっとそこはまた住民サービスと違う考えなのかなと思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（奥山幸子君） ということでよろしく、3回終わっていますので。

◇ 岩 崎 由 美 君

○議長（奥山幸子君） 続きまして、9番、岩崎由美さん。

（9番 岩崎由美君 登壇）

○9番（岩崎由美君） よろしく願いいたします。

私のほうから、大きな問題2点、質問させていただきます。

今日も、移住定住、人口増加施策の問題をお話しされた、質問された議員の方がいらっしゃいましたが、まず、本当にあまり難しい話ではなく、基本的なことをお伺いしたいと思います。

人口減少問題は、やはり町の最重要課題に掲げられていますけれども、移住定住促進協議会の活動等により、何か新しい人が大分増えたのではないかなという印象があります。大変喜ばしいことだと思います。

そこで、実際にさっき町長が大きく人口が減ったのは、NTTとか測候所とか、そういったところのごっそりいなくなったから大きな減少だったという話をされていますが、そういった公の施設やNTTなどの異動がある人たちではなく、実際に八丈に定住をしようという思いを持っていらしたIターン、Uターンの移住者の概数、本当に細かいところは難しいかもしれませんが、あとは教員とか支庁の職員とか、そこを除いた概数は把握されていますか。これが1点目です。

それで、2点目、先ほど金川議員の質問の中でご回答があったのですが、もう一度ちよっ

と伺いたいと思いますが、大きな課題としては、やはり住居、住むところ、私のところも随分問合せがあったんですよ、家ありませんかって。なかなかないんで、そういうときは住居をご紹介しますんですけども、やはり大変それが今大きな問題となっています。

空き家調査が行われていましたが、その後の状況はいかがでしょう。先ほど件数と、それから不動産屋さんと協力してというお話があったんですが、もう一度教えてください。

大きな2点目です。食とエネルギーの自給率向上をという話です。

日本の食料自給率は今40%以下、これはカロリーベースですね。2020年のデータですけども4割以下となり、首相も先般の訪問先で自給率を上げなければならないと述べています。しかし、これまで我が国は自給率を上げるという政策を行っていませんでした。アメリカとかそういうところから輸入をすることを是としてやってきたわけです。しかし、原油価格も上がり、それからエネルギーも高騰しています。皆さんもガソリンを入れて、何て高いんだろうと感じていらっしゃると思います。

また、大災害がやってくれば、島外からの食料の供給がストップする。しばらくはストップする可能性というのは十分あり、島内の生産量を上げておく必要があると思います。皆さん結構食べ物を作っていると思います。ですから、もらえる人はもらえるかもしれないけれども、もらえない人はやっぱり買わなきゃいけないですね。

その中で、小さな1番です。物価が軒並み上がり、テレビでもやっていますが、タマネギなどは2倍近い価格になっているようです。その一方で、八丈産のタマネギはあんまりそんなに高くない。しかし、収穫期は非常に短期間、いずれ食料危機がやってくると言われていますが、島内での食料生産量を上げ、流通を促進することが必要と思われる。生産量を上げるということと、やはり流通させることが必要だと思います。これについての町のお考えをお聞かせください。

2番目、地熱発電の開発、八丈島の基本構想・基本計画でも、クリーンエネルギーを推進するというのを掲げられていますが、この地熱発電についての特に地域貢献について、進捗状況及び今後の方針についてお示しください。

それから3番目です。先ほどちょっと農業の話をしましたけれども、八丈島の伝統漁法であるクサヤモロの棒受け漁が危機的状況と聞いています。町はこれについて把握しているのでしょうか。また、現在漁業の主力産品とか主力の魚であるキンメダイについても、漁獲量が減少する可能性があり、資源を回復していくためには、現在より漁業圧を3割以上削減していくということが必要であると、国の将来予測がなされています。八丈町の漁業を

守るために、今後どのような取組をするお考えか、お聞かせください。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 和田一宏君 登壇）

○企画財政課長（和田一宏君） それでは、9番議員の1つ目の質問と2つ目の質問の中の地熱発電関係についてお答えします。

まず、Iターン、Uターンの数ですが、これはあくまでも推計になります。Iターンは、令和元年96人、2年87人、3年73人となっております。Uターンにつきましては、令和元年50人、2年が69人、3年が75人となっております。

次に、空き家調査の関係ですけれども、先ほどの答えと同じとなりますが、現状では、所有者に貸す意思があるのかどうかという調査は一部のみでしかしていませんので、まず意向調査をしたいと考えております。意向調査をした上で、不動産業者などの協力も得られるような形で、移住者用の住宅として活用できればと考えております。

地熱発電の件については、今月上旬から中旬のうちの2週間の予定で、噴気試験を行う予定でしたけれども遅れております。開始されるときには、防災無線のほうで皆さんに周知をいたしますのでよろしくお願いいたします。噴気試験の後は、設備設計、建設工事、試運転を経て、本格稼働する予定となっております。

地域貢献策については、オリックスのふるさと優待を一時実施しておりましたが、関係団体との調整がつかず、現在は行っておりません。島の情報発信については、適宜行っていると伺っております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

（産業観光課長 大川和彦君 登壇）

○産業観光課長（大川和彦君） 9番、岩崎由美議員の2番目の質問の（1）と（3）についてお答えいたします。

食料危機に関してですが、議員のおっしゃるとおり、2020年のカロリーベースでの日本の食料自給率は過去最低の37.17%となっており、深刻な状況にあると認識しています。これに対して、国は、2015年3月に食料・農業・農村基本計画を閣議決定し、令和2年3月に更新しております。その中で、自給率向上の施策として、スマート農業の加速化と農業DXの推進など、ロボット、AI、IoTなどを活用し、生産力の向上につなげていく方針が掲げられています。

国では、ほかにも食料自給率を上げるだけでなく、廃棄される食品、いわゆる食品ロスを減らす取組も進めており、八丈町でも食育などと併せて、1人1人の心がけからできる対策として周知してまいります。

スマート農業については、八丈町においては観葉植物が中心となりますが、今年度より、東京都の10分の10の補助事業を活用し、農業DXを進めるべく、本議会で補正予算の計上も行ってまいります。農業担い手センターを活用し事業を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、(3)の漁業を守るための取組についてですが、現在、漁獲量が減少している原因は様々ありますが、海水温の上昇など世界的な気候変動も大きく影響しており、その部分に関しては個々の自治体でどうにかなるという対策が立てられるものではないというふうを考えております。その上、燃油高騰など追い打ちもあるため、漁業操業が大変厳しい状況であることは理解しております。漁業者のみならず漁協においても、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢による物価上昇、近年の魚価の低下、漁獲量の減少など、様々な困難に直面しております。

町としては、浮魚礁を今年度更新し、安定的な資源確保を行うとともに、本議会の補正予算で漁業者が使用する氷代の補助というのを計上してございます。また、東京都においても、6月議会で燃油の補助として、1リットル当たり7.5円、3,826キロリットル分の補正予算を計上されております。東京都と町と協力して、漁業者支援を行ってまいります。

また、現在の主力であるキンメダイについてですが、種苗保護の観点から、TAC、漁獲可能量制度による漁獲量の制限が行われることが見込まれますが、さきに制限のかかったクロマグロに関しては、今年は各地で豊漁ということが伝えられており、TACの効果が始まったのではないかとというような報道も出ております。

今後は、東京都が占める日本の排他的経済水域、約3割ありますが、東京都が持っている海を東京都の漁業者が使えるというような形で、漁獲量の割当て等が増えるような形の要望を、都と一緒にしていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 9番。

（9番 岩崎由美君 登壇）

○9番（岩崎由美君） ご回答ありがとうございます。

この間、我々研修に行ってきたときの講師の方のお話、大変いいお話を伺いました。それは、移住定住施策の一番のやらなければいけないことは、今生活している人たちを幸せにす

るといったような内容だったと思います。八丈の人たちが生き生き暮らしていれば、八丈っていいんだなっていってみんながやって来る。そういうふうな町づくりがいいなと、私は考えます。

さて、移住定住の方、人数が概算で出ていてよかったなと思います。個人情報ですからといって、それはやっていませんと言うかなと思ったけれども、数字が出ていてよかった。こういう数字を着実に積み重ねて、やはりデータに基づいた施策づくりが必要だと思うんですね。

それで、先ほど不動産屋さんとの連携というふうにおっしゃっていました。実は、この移住定住のすごく大きな課題が、この不動産屋さんとの連携、複数ある不動産屋さんどう連携していくかというのが大きな課題だったと思います。このあたりの不動産屋さんの連携をどういうふうにやっていくのかということを少し教えてください。

それから、産業課長も言っていましたけれども、八丈のIoTとかスマート農業、恐らく観葉植物メインであると。あとアシタバだとかレモン、ストロングハウスとかで町が補助金出してやっているようなことはできると思うんですが、実際に、普通のタマネギだとかトマトだとか、生活で必要、島の人が食べられるものについては、どのようにこれから考えるかということをお教えください。

それから、地熱についてなんですけれども、地域貢献、オリックスのほうと話が進んでいるということですが、以前、商工会からのアイデアを募っているって、前課長がご回答されていましたが、この辺はどうだったかということをお知らせいただければと思います。

それから、最後の漁業のことですけれども、みんな気象変動って言っちゃうんですよね、気象変動って。でも取り過ぎだったりということでTACとか、それから南大西洋のほうからの乱獲とか、そういうことをちょっと気にしてほしいということをお、以前意見書で出させていただきましたけれども、東京都の水産業振興プランというのが去年策定されたんですね。この中で、絶滅危惧的な伝統漁業、網漁は人手が要る割には季節変動というか、取れるときと取れないときがあつて大変だと。

ところで、網漁業の存続についての振興プランを考えているそうです。これは非常にいいことだと思うので、この後こういうのを利用して、ぜひ八丈町の漁業をもっとサステナブルになっていくような施策づくりをお願いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 和田一宏君 登壇）

○企画財政課長（和田一宏君） まず不動産業者との関わりなんです、これは、まだ不動産の方とも全然お話をしておりませんし、そういった不動産業者の民業を圧迫してはいけないと、こういった観点もありまして、協力というお話をさせていただいたんですけども、まだ全然考え方ゼロです。

何か私の頭の中にはいろいろ移住定住の方とお話をしてアイデアは持っているんですが、ここで話をするとそれが先走ってしまいますので、ここでは控えたいと思いますので、ご理解をお願いします。

あと、地域貢献の関係で商工会の関係ですけれども、以前に、要望書のような形で意見がいろいろ出てきたかのように聞いております。それにつきましては、町役場のほう、企画情報の方と話し合いをして解決していると。商工会のほうは、今はそういうことで、オリックスの地域貢献は、今は商工会関係は行っていないということで伺っておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

（産業観光課長 大川和彦君 登壇）

○産業観光課長（大川和彦君） まず農業についてですが、先ほどもご説明したとおり、八丈町の農業DXに関しては観葉植物が中心であることは確かです。ただ、島の農業というのが様々な経過を経て、現在のような花卉園芸品目が中心になっているということをご理解いただきたいと思います。

現在の法令等で、町が独自で作物を指定して、何々を作ってくださいというのは、推奨というような形はできるとは思うんですけども、特定指定というのはなかなか難しいと思いますので、そこら辺は農業者さんが、この農業DXとかスマート農業をやることで、時間的余裕、体力的余裕等が生まれたときに、ほかの作目にも発展していければというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

続いて漁業のほうに関してなんですが、八丈には棒受け網だけではなく、流し刺し網というトビウオの漁もあって、今年はトビウオに関しても危機的状況でございます。

漁協さんといろいろ話をする上で、魚が取れさえすれば漁には出るというようなこともおっしゃられています。まず魚が取れることが重要ということで、調査船のたくなんであった

りとか、浮魚礁の今後の活用でセンサーをつけたりですとか、そういうようなことも勘案しながら、漁が継続できるような方法を、東京都とともに考えていければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 9番。

（9番 岩崎由美君 登壇）

○9番（岩崎由美君） 大分時間が差し迫っていますが、最後にもう1点だけ、企画財政課長にお伺いします。

食とエネルギーの自給率の向上を目指すというのは、非常に地域にとって大変な課題だと思います。地熱発電の開発というのは、もう八丈町にまたない機会というか、非常に宝物だと私は思うんですね。最初に条例をつくる時とか、いろいろみんなで会議をしたときとか、あのとき非常に情熱を持って町も取り組んでいたと思うんですよ。でも何となくもう業者が決まって、オリックスさんよろしくをお願いしますよみたいな、どうも私それ、印象を受けるんですね。

ずっと地域貢献とかに関わってきてくださった外部の有識者たちも、今もう八丈町の動きがあまりよく分からないと。そういう人たちにぜひとも協力していただいて、改めてね。オリックスさんと町と外部の有識者、研究者との連携がいま一つ大切なのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

あと、魚の件については、本当、トビウオも危機的状況と聞いています。魚がいれば取るということで、それだけではないと思うんですが、これについては再質問いたしません。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

（企画財政課長 和田一宏君 登壇）

○企画財政課長（和田一宏君） 地熱発電の開発につきましては、町にとって非常に重要なことだと認識しておりますが、私の中では、まず地熱発電所ができること、これが一番だと思っています。地域貢献策もいろいろ前から言われていますけれども、地域貢献策の中には、やはり発電所ができないと回収できないというものもありますので、やはり発電所をまずつくっていただくと。これが一番最重要課題かなと思っています。

いろんな方とのつながりといいますか、今までつながりがあった方の意見をということですけれども、やはりそういったことも重要だと思いますので、これから機会があれば耳を傾けていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（奥山幸子君） 時間も迫っておりますので、休憩を取ります。

午後は1時から開始いたします。

（午前 11時45分）

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 1時00分）

◇ 山 下 則 子 君

○議長（奥山幸子君） 3番、山下則子さん。

（3番 山下則子君 登壇）

○3番（山下則子君） 山下則子です。よろしくお願いいたします。

私のほうは2点質問させていただきます。

1点目。島内でのキャッシュレス化の実現をということで、令和元年2定での私の一般質問において、島内でのキャッシュレス化の導入について伺ったところ、導入の計画はないが検討していくとの回答があり、次年度にはキャッシュレス決済について銀行と話し合いを始めたということでした。現在の進捗状況を伺います。

2番目、町の交通問題解決に向けてということで、民間のタクシー会社に1台あった福祉タクシーがなくなりました。3月の定例会で質問し、町は、民間のタクシー会社に導入されるまで、取りあえず社協に運行をお願いしていますとのことでした。

社協は自宅から病院との間の移送サービスであり、タクシー業者の福祉タクシーとは意味合いが異なると思います。また、民間のタクシー会社に福祉タクシーがあれば、観光目的で来島した車椅子の方も利用可能な便利な乗り物、移動手段と言えると考えますが、町の考えを伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 高野秀男君 登壇）

○総務課長（高野秀男君） それでは私のほうからは、山下則子議員の1つ目の島内でのキャッシュレス化の実現をについて回答いたします。

島内のキャッシュレス化推進のため、八丈町、八丈町商工会、みずほ銀行でキャッシュレス化推進に関する包括連携協定を締結しております。進捗状況としましては、まず町内でのキャッシュレス導入については調査研究の段階でございます。

税など口座振替払いを町は推奨している中、来町された方の利便性向上のため、新たな支払い方法としてキャッシュレスができないかということになりますけれども、導入に当たっての課題としまして、クレジットカードや電子マネーなど導入する決済手段やその費用対効果、キャッシュレスと現金の両方を扱うことによる会計処理上の事務負担などございますが、住民の方の利便性を考慮し、引き続き検討してまいります。

以上で回答終わります。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

（福祉健康課長 奥山 勉君 登壇）

○福祉健康課長（奥山 勉君） それでは私から、3番、山下議員の2つ目のご質問、町の交通問題の解決に向けてということで、一応3月の定例会におきまして、福祉タクシーがなくなったことへのご質問に、私が島内既存のタクシー事業者への依頼も考えながら、様々な方法を考えているところですのでその内容をご回答しまして、今後についての検討を関係機関等と協議を重ねているところでありますが、現時点では有効な打開策を提示できるところまではまだ至っておりません。

しかしながら、車椅子を利用されている方にとっては限られた移動しかできない状況であるため、社協さんへの協力の依頼、また管内の福祉系の事業所へ一般のタクシーや家族、知人で対応できないか等、代替手段の検討をお願いしているというところです。

そうした中で、それでもどうしようもない場合、例えばもう座位が保てない方もいらっしゃるのですが、そういった方、座位が保てる方は車椅子を折り畳んでタクシーのトランクに入れて通常の移送もできるんですけれども、それができないといった場合もあろうかと思えます。こうした場合には、あくまでも一時的な特例措置であることをご本人やご家族に説明をしまして、社会福祉協議会さん、また、うち福祉健康課のほうで車両を持っておりますので、うちのほうで今現在は対応しているというところがございます。

○議長（奥山幸子君） 3番。

（3番 山下則子君 登壇）

○3番（山下則子君） キャッシュレス化についてなんですけれども、私としては早く町立八丈病院のキャッシュレス化に向けて、何か考えていらっしゃるのかなと思って質問いたしました。

今あるスーパーに買物に行くと、レジで商品を読み込んで、支払いに進むとタッチパネルで現金、交通系ICカード、それからその他のEdyとかの支払いとか、あとクレジットと

かというところが出てきて、押すとそれなりに対応できるという、そこのスーパーはそういう感じのサービスを行っております。

以前、このスーパーの方にどれくらいの割合でキャッシュレスの方がいらっしゃるんですかと聞いたところ、そのときはもう70%の方がキャッシュレスですというお答えをいただきました。それからもう数年たっておりますので、今の進んだ感じではもうちょっと、お客様のにはいらっしゃるのではないかなと思うんですね。かく言う私もアナログ人間ですけども、やはりスーパーではキャッシュレスをほとんど使っております。こういう感じですから、町の方が病院でそういったキャッシュレスのサービスを使いたいと思うのは当然のことではないかなと思うんですね。

今、国も都もデジタル、デジタルとってデジタル化を進めているわけですから、こういう波に乗ってと言っておかしいですが、そういうときだから導入がスムーズに進むのではないかなと思うんですけども、検討中ということですが、町ではいつ頃までに導入したいとお考えなのかというところをお聞きしたいです。

あと、福祉の移送サービスなんですけれども、社協さんの移送サービスはあくまでも自宅と病院、歯医者さんとか病院とかの医療の関係の移送サービスですよ。やはり車椅子の方の中には人との交流の場に出たいとか、例えば老人会とか、あと、ちょっとおしゃれしたい、美容院に行ってみたいとか、いろいろ健常者の方と同じような気持ちというか、高齢になればなるほどそういうおしゃれに気を遣うとか、大事な心のリフレッシュになるのではないかなと思うんです。

それなので、いざ民間の車椅子を扱えるタクシーがなくなったというその理由というか、町ではどのように考えていらっしゃるのか、そこのところを教えてくださいませんか。お願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 総務課長。

（総務課長 高野秀男君 登壇）

○総務課長（高野秀男君） それでは、山下則子議員の再質問、キャッシュレスに関係の再質問についてご回答いたします。

先ほど、島内でのキャッシュレスが進んでいるというふうなお話がありました。昨年、八丈町のほうでもキャッシュレスキャンペーンをやったときに、私もあるお店のほうから聞いたときには、非常にキャッシュレス払いのほうが増えているというふうなお話を聞きまして、島内の中でのキャッシュレスのほうは非常に進んできているなというふうなことは実感

しております。

ご質問の中で、八丈町のほうの中でいつ頃までキャッシュレスをやっていくんだ、またどういったところという、病院の名前が出ましたけれども、どういったところというふうなところのお話かと思えますけれども、先ほどの回答でも申し上げましたけれども、まだ、調査研究、まだこれからいろいろと課題を見つけて洗い出していくためにも、まだまだキャッシュレスに向けて、今回協定を結んでいる例えばみずほさんとか、そういったところからのいろいろ情報だったりとか、まだまだ進めていく上での課題がございます。

そういったことを、課題を一つ一つ洗い出して庁内の中で検討していくということに当然なるわけなんですけれども、まだこの時点ではいつ頃から、いつを目指してというところには申し訳ございませんが、まだ申し上げる段階にはございません。

また、有効的に全ての支払いにおいてキャッシュレスを導入するということは、それはちょっと難しい話だと思いますので、そういった観点も含めまして検討していきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

（福祉健康課長 奥山 勉君 登壇）

○福祉健康課長（奥山 勉君） それでは、3番の山下議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、議員おっしゃるように、まず社協さん、これは福祉有償運送事業というところで、運輸局の東京運輸支局、こちらのほうに登録をするだけで、自家用車で移送ができると。

ただし制限ございまして、まず、価格は通常のタクシーよりも半額とか、そういった低廉なものに設定。あと、行き先が限られているということで、今現在社協さん、基本的には自宅から病院とか、おっしゃったように歯医者さんとか、あと薬局さんとか、そういったところだけというものなんですけど、逆に福祉タクシーといいますと、車椅子を乗せられる車両をお持ちで、通常のタクシーの二種免許をお持ちであれば、それでもうできちゃうんですね。

特に介護の資格が、何かしら研修が必要とかそういったことも全くなくできるもので、以前からお伺いしていたのは、通常のタクシーの運賃料金でいくとちょっと合わない。結局、メーターを起こすのも、お客様を乗せて、それから起こして、着いたら落として、それからまた降ろしてとかそういった時間とか、そういったものもなかなか厳しいという事情がある。あとはタクシー会社の後継者の方々が、なかなか若い運転手さんが来ないというところで、この3月閉めたところもそういった経緯があるというお話は聞いております。

ただ、そういった中でもやはり議員おっしゃったように、本当に例えば老人クラブの何かに出たいとか、おしゃれをしたいというところももちろんあると思います。なので私どもも今この状況で決してよしとは思ってございません。逆に、もう早急にもということで、今うちの職員もいろんなところにお声がけをしてやってはいるんですが、まずちょっと厳しいのは、今の島内の事業者さんではなかなか受けていただけないという現状もございます。

実は今、社協さんに特例とかでお願いしていて、この4月と5月でどうしようもない場合というか、車椅子専用でといったときに、社協さんとうちで動いた件数が2か月で11件ございました。その11件というのは病院から病院への転院だったんですね。町立八丈病院から広尾とか、広尾病院から町立八丈病院、空港から。そういった行き先だけだったので、それはもう特例として何とか受けてくださいと。

ただ、社協さんのほうも朝の8時半からとかの就業の時間もありますので、それ以外に外れた場合というのは、うちで対応せざるを得ないというところでやっていますので、今すぐどこかしらの受けていただけるような業者さんがあればいいんですが、それはなかなか難しいということで、逆に今考えているのが、新たなサービスとして早くできるとしたら付添いのサービス、付添い型のサービスとかですと、特に研修等の資格は要らなくて、そういった病院への車椅子の方への付添いとか、そういったところを都内でもやっている自治体も幾つもございますので、そういったところにも聞きながら、いろいろと新しい資源を見つけていかなければいけないのかなと。

あとは、今言ったように2か月で11件というと、福祉タクシーだけとしてはかなり事業的に厳しいというところもあるので、先ほどからデジタル協議会さんのほうで、今年度から例えば利用ニーズについてもこの調査を行っている。また観光のお客様、2次交通ですよ。そういった部分も結果を私どもも今注視したいと。

利用頻度、ニーズがたくさんあればそこで事業も成り立っていくと思うんですが、そういった難しい部分もあるということなので、広く言えば、例えば福祉タクシーだけではなく、ほかの町の事業で何かしら困っていることがあればそういったものを組み合わせて、例えば一つの事業所さんにお問い合わせすれば事業として成り立つかもしれませんので、そういったところの検討を今後していきたいと考えてございますので、よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

以上で一般質問を終了いたします。

（菊池議員「議長」の声あり）

○議長（奥山幸子君） はい。

○6番（菊池 良君） 一般質問のときには言えなかったのですが、本人と課長連中とも話し合っ
たんですね。言えなかったんですが、その内容について、1番議員……

○議長（奥山幸子君） 動議ですか。

○6番（菊池 良君） 動議でいいですね。

○議長（奥山幸子君） はい。

○6番（菊池 良君） 1番議員の一般質問の4の中で、却下されたという言葉を使ったんで
すよね。これには全然入ってなかったです、発言の通告書には。令和2年度の議運のときに
却下されたというお話をしたんですが、あのときその質問を退けたのは、質問の形をしてい
なかったということが理由で質問を受け付けなかったわけです。

それにもかかわらず、今回の議運にはその言葉が全然出ないで、今回の6月議会の議運の
ところではそれは一切話ししないで、本会議、今日それを言って却下されということと言っ
たんですね。

これは議運そのものを否定することであって非常に問題があると。ですから、その却下と
いう文言については議事録から削除をしていただきたいと。そして、1番議員さんのその発
言を訂正していただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 動議は2人以上の賛成者を必要としますので、ほかに同意する議員は。

9番議員と5番議員、はい。ちょっとお待ちください。

6番議員、菊池 良さんほか2名から発言取消しを求める動議が出ました、一部について
ですけれども。本件について審議することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） よろしいみたいですね。

異議なしと認めます。

それでは、討論に移ります。

討論はございませんか。

本案に反対者の発言を許します。どうぞ。

○1番（宮崎陽子君） 今回、何かそのようなお話が出ているということをお伺いしまして、
改めて私のほうから気持ちを伝えたいと思います。

当時、議会運営委員会組織に私は加わっておりませんでした。なので、そのときにどのよ

うな状態でどのような話合いが行われてそういう結論に至ったのか、全く分かりませんでした。なので、その後に議会事務局に議事録、会議録、そういったものはございませんかということでお尋ねをいたしまして、内容を確認させていただきました。

法的な問題になるかと思うんですけれども、一般論といたしまして、議員が議員の意見を、通告ですね、一般質問を却下するということはありませんかということです。これはほかの、この中の議員さんにはご相談できなかったこともございましたので、他の自治体の方、また地方議会の方、そういった関連の方を通じてリモートなどでご相談もさせていただきました。

議員が議員の一般質問を却下する理由、そこは何だったんでしょうか。私は皆様にご迷惑をおかけするような質問、通告は一切しておりません。どちらかといえば、私がDX、デジタルトランスフォーメーションを通告したのは、まだコロナ禍になる前の話です。先見を見据えて、初めて、これはもう何年か後には必ず必要となる大事な事業だと思ひまして通告をさせていただいた次第です。そのときに周りの議員さんからのお話では、DX、意味が分からない。デジタルトランスフォーメーション、一体何でしょうか。そういったことが総体的な意見だったと私は把握しておりました。

なので、その時点でまだご理解がいただけないのかなと思ひまして、却下されたということに関しては私の中ではしょうがないのかなということで、納得したというような形もあるんですけれども、でも事実上、今回一般質問、初めてDXのことを通告したことではございません。以前にもあった、そのことの実事です。以前にもDX通告させていただきました。しかし、却下されたのは事実です。それは会議録に残っていることではございます。それについて事実を述べただけでありますので、その点はもう一度ご承認いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 次に、本案の賛成者の発言を許します。

5番。

○5番（沖山恵子君） 1番議員さん、何か勘違いされているのかなと思うんですけれども、我々はDXのことを却下したのではなくて、一般質問における順序というか形式が違いますよ、だから今日のこの質問は受け止められませんよということであって、全然発言内容が問題なのではなくて、発言する順番というか、方程式というか、その順序立てがちゃんとしていないよということと、一般質問の形式を取っていなかったんですよということが駄目だったんだよということをご理解いただきたいと思ひます。

私もその当時、議運には参加しておりませんでしたけれども、その意味、そういう意味だ

なというのはよく理解できました。中身の問題じゃないんです。方法論の問題なんだよということで、だから今日は却下されなかったのは、そのやり方が一般質問の形式としてちゃんとしていたので、みんな受け止めて聞いて、町役場のほうもお答えをいただいたんだなと思っております。そのところを若干勘違いなさっているのかなと。我々は決して質問内容が悪いとかではなくて、やり方というか、その順序がちょっと違いますよということだというふうに理解しておりました。

なので、今日もそういった意味でちょっと誤解しているのかなと思って、反対に回らせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（奥山幸子君） 賛成者の意見ね。

ほかに反対者の発言がありましたら。

1人1回なのでご了承ください。

ほかに賛成者の意見ございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 少々お待ちください。

ただいまの6番議員、菊池 良さんほか2名から提出された発言一部取消しを求めることについて、起立によって採決いたします。

本案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（奥山幸子君） 起立多数と認めます。

よって、本案は可決されました。

1番議員の一般質問の該当部分の発言について、地方自治法129条第1項の規定により、議長職権で発言の取消しを命じます。後ほど会議録を精査の上、削除いたします。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 次にまいります。

続いて、日程第6、承認第8号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類番号の1をお願いします。

承認第8号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和4年6月14日。提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日。八丈町長、山下奉也。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度八丈町一般会計補正予算。

令和3年度の八丈町の一般会計の補正予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,336万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億7,882万5,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課長(和田一宏君) はい。

令和4年3月31日。八丈町長、山下奉也。

5ページをお願いいたします。

歳入です。2款の地方譲与税から12款の交通安全対策特別交付金までは額の確定によるものです。

項の補正額のみ申し上げます。

2款1項自動車重量譲与税494万4,000円の増、2項航空機燃料譲与税943万9,000円の増、3項地方揮発油譲与税314万7,000円の増、4項森林環境譲与税23万1,000円の増。

3款1項利子割交付金7万円の減。

次のページをお願いいたします。

4款1項配当割交付金248万円の増。

5款1項株式譲渡所得割交付金685万5,000円の増。

6款1項法人事業税交付金475万円の増。

9款1項環境性能割交付金552万4,000円の増。

10款2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金1,518万8,000円の増。

こちらの交付金につきましては3年度のみ交付金となります。

11款 1 項地方交付税7,547万1,000円の増。

12款 1 項交通安全対策特別交付金115万8,000円の増。

17款 2 項財産売払収入424万3,000円の増。こちらにつきましては土地売払収入で、末吉多目的交流施設付近の水路を都に売り払ったものです。

計、補正前の額85億4,546万5,000円、補正額 1 億3,336万円の増、計86億7,882万5,000円。
次のページをお願いします。

歳出です。

2 款 1 項総務管理費 1 億3,100万円の増。公共施設整備基金へ積立てを行います。

3 款 1 項社会福祉費332万3,000円の増。こちらは令和 2 年度自立支援給付費国庫負担金返還金の増でございます。

14款 1 項予備費96万3,000円の減。

計、補正前の額85億4,546万5,000円、補正額 1 億3,336万円の増、計86億7,882万5,000円。
以上となります。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第 6、承認第 8 号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第 7、承認第 9 号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類番号の2をお願いいたします。

承認第9号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和4年6月14日。提出者、八丈町長、山下奉也。

専決処分事項の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年度八丈町一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いいたします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年4月1日。八丈町長、山下奉也。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和4年度八丈町一般会計補正予算。

令和4年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,489万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億3,707万1,000円とする。

（「文言省略」の声あり）

○企画財政課長（和田一宏君） はい。

令和4年4月1日。八丈町長、山下奉也。

4ページをお願いいたします。

歳入です。項の補正額のみ申し上げます。

15款2項国庫補助金2,889万9,000円。特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の増となります。

19款1項基金繰入金1,600万円の増。財政調整基金を繰り入れます。

計、補正前の額97億9,217万2,000円、補正額4,489万9,000円、計98億3,707万1,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

2款1項総務管理費4,335万1,000円の増。雇用機会拡充事業補助金の増で、創業が1件、事業拡大6件、計7件を採択しています。

11款 1 項公共土木施設災害復旧費254万1,000円の増。三原川災害復旧修繕工事費の増で、3月16日、震度4の地震により被害を受けたものです。

14款 1 項予備費99万3,000円の減。

計、補正前の額97億9,217万2,000円、補正額4,489万9,000円の増、計98億3,707万1,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

4 番。

○4 番（山本忠志君） 歳入歳出それぞれに関係ありますけれども、雇用機会拡充事業補助金ということで、今年度は創業1件、事業拡大6件、計7件という大型の承認があったと思うんですけども、これまず最初にこれは何か今までになく多いんですけども、これは企財のほうでの指導ですとか、あるいはアドバイスですとか、そういうことがあったかどうか。あるいは都のそういう手配があったのかどうか、その辺から伺います。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） まず、この指導とかそういった面は通常行っておることでありまして、今回はPRが効いてきて申請者が多かったものだと思っております。

○議長（奥山幸子君） 4 番。

○4 番（山本忠志君） 分かりました。特段、特別なことはしていないということですね。大変喜ばしいことだと思うんですね、こういうふうな前向きな、何かパワーというかエネルギーを感じるんですね。

ぜひ、せっかくのこういう地域社会維持推進交付金ですから、国の施策を活用して島を盛り上げていただければと思うんですが、中身がちょっと分からないので、発表できる範囲で教えてもらえますか、どういった内容なのか。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） すみません、中身については今資料を持ち合わせておりませんので、後でお知らせしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

それでは質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第7、承認第9号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

(企画財政課長「議長、すみません。先ほどの件で、ありました」の声あり)

○企画財政課長（和田一宏君） どこまで内容について話していいのかということになりますけれども、いろんな栽培関係、それからハンバーガーショップですとか宿泊施設、カフェの経営とか、クリーンエネルギーを活用した映像制作ですとか多岐にわたっております。細かい内容につきましては、これは多分申し上げられない内容かと思っておりますので、大まかな内容を申し上げました。

○議長（奥山幸子君） よろしく申し上げます。ありがとうございます。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第8、承認第10号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、税務課長。

○税務課長（福田高峰君） 書類番号3をお願いします。

承認第10号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和4年6月14日。提出者、八丈町長、山下奉也。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、八丈町町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日。八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

八丈町町税条例等の一部を改正する条例。

この条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことを受けまして、同日付で専決処分を行ったものでございます。

主な内容につきましては、まず1点目の住民税に関することなんですけれども、住民税の住宅ローンの控除について、対象期間を令和7年入居までの4年間延長します。これについてどこの部分に当たるかというところ、2ページ目の下から9行目、附則第7条の3の2、この部分の下のところ、令和3年を令和7年に改め、これがその部分に当たるものです。

2点目、商業地等に係る固定資産税の負担調整措置につきまして、令和4年度に限り上昇幅を2.5%にします。この部分は、次の3ページ目中ほど、附則第12条の1項、これがその部分になります。

大体大きい改正は2点です。その他、関係法令の改正に伴いまして条文を整備したものでございます。

附則、この条例は令和4年4月1日から施行します。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） よろしいですね。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第8、承認第10号 専決処分事項の報告

及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第9、承認第11号 専決処分事項の報告及び承認についてを上程いたします。

説明、住民課長。

○住民課長（佐藤真一君） 書類番号4番をお願いいたします。

承認第11号 専決処分事項の報告及び承認について。

令和4年6月14日。提出者、八丈町長、山下奉也。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めます。

ページをおめくりください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日。八丈町長、山下奉也。

裏面をお願いいたします。

八丈町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

八丈町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するということで、内容につきましては、3月最終補正時に交付されていなかったため予定で申し上げましたが、3月31日に公布されました。内容については同じなのですが、国保税の医療分賦課限度額を63万円を65万円に、後期支援金分の賦課限度額19万円を20万円に改めるものでございます。

施行は令和4年4月1日からとなります。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案承認にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第9、承認第11号 専決処分事項の報告及び承認については、原案どおり承認いたしました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第10、報告第1号 令和3年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類番号の5をお願いします。

報告第1号 令和3年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告について。

令和4年6月14日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いします。

令和3年度八丈町一般会計繰越明許費繰越計算書。

こちらは令和3年度で設定された繰越明許費のうち、令和4年度に繰り越す金額を報告するものです。金額は翌年度繰越額で説明いたします。

2款1項総務管理費では、庁舎玄関検温器購入10万3,000円を繰り越しました。こちらは新型コロナウイルス感染症の関係で商品が入らないため繰越しをいたしました。4月に完了しております。

社会保障税番号制度システム整備委託272万8,000円は、7月までシステム整備がかかるため繰越しをいたしました。

3款1項社会福祉費では、ちょんこめ作業所エアコン取付工事77万7,000円。こちらも資材が入らないため繰越しいたしましたが、4月に完了しております。

非課税世帯臨時特別給付金事業698万円。こちらは申請期間が年度間、令和3年と令和4年にまたがるため繰越しをいたしました。

2 項児童福祉費では、子育て世帯への臨時特別給付金事業102万円。こちらは令和4年度に入ってから令和3年度に遡った出生や転入に対応するため繰越しをいたしました。完了しております。

5 款 1 項労働諸費、コミュニティセンターB棟エアコン交換工事669万5,000円。こちらも資材が入らないため繰越しをいたしました。5月に完了しております。

6 款 1 項農林業費、河尻水路土地購入4万7,000円。登記完了が令和4年度になるため繰越ししましたが、5月に完了しております。

7 款 1 項商工費、フリージアまつり補助金115万3,000円。日程のうち令和4年度に対する補助分を繰越ししております。

8 款 1 項道路橋梁費、檜立中之郷線道路改良工事5,675万3,000円。設計変更が生じたため繰越しをしております。

檜立中之郷線土地購入11万7,000円。登記完了が翌年度になるため繰越ししましたが、完了しております。

4 項住宅費で住宅修繕事業122万8,000円。資材が入らないため繰越しをいたしました。一部は完了しております。

住宅明渡訴訟委任委託62万3,000円。訴訟が継続しているため繰越しをしております。

10 款 2 項小学校費、新型コロナウイルス感染症対策支援事業、都のほうから令和3年と令和4年度の事業を3年度で予算措置するよう指導を受けたため、繰越しをしております。

3 項中学校費、新型コロナウイルスの関係はこちらも小学校費と同じ理由から、199万1,000円を繰り越しております。

富士中学校体育館トイレ改修事業358万5,000円。こちらも資材が入らないため繰越しをいたしました。5月に完了しております。

5 項社会教育費、歴史民俗資料館実施設計委託399万3,000円。国の許可申請分を繰り越しております。

11 款 3 項その他公共施設災害復旧費、住宅災害復旧修繕事業50万。こちらは資材が入らないため繰越ししましたが、一部完了しております。

コミュニティセンターテニスコート照明改修工事1,168万円。資材が入らないため繰越しをいたしました。この6月末で完了の予定となっております。

総額1億222万4,000円を令和4年度に繰り越しましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

9番。

○9番（岩崎由美君） この内容で結構資材が遅れている、手に入らないということが大きな原因になっているものが多いですけれども、業者さんはこういう状況で、受託業者さんとかは大丈夫でしょうか。要するに仕事の間滞っちゃうわけじゃないですか。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） この工期の延長によって業者さんに影響が出たかということでしょうか。それについては私ども聞いておりませんので、推察でしかないんですが、大丈夫であろうというように推察をいたします。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、日程第10、報告第1号 令和3年度八丈町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてを終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第11、報告第2号 令和3年度八丈町一般会計事故繰越し繰越額の報告についてを上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） ただいまの続きになります。

報告第2号 令和3年度八丈町一般会計事故繰越し繰越額の報告について。

令和4年6月14日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いいたします。

令和3年度八丈町一般会計事故繰越し繰越計算書。

こちらは避け難い理由により年度内に支払いができなかったものを繰り越すものです。

翌年度の繰越額のみ申し上げます。

7款1項商工費で、新型コロナウイルス感染症復興割集客キャンペーン事務委託、翌年度繰越額2,600万円。

次に、新型コロナウイルス感染症対応合宿支援金342万9,000円。

合計2,942万9,000円を新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、予定どおり実施できなかったため翌年度に繰越しをいたします。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

以上で、日程第11、報告第2号 令和3年度八丈町一般会計事故繰越し繰越額の報告についてを終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第12、報告第3号 令和3年度八丈町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 書類番号6をお願いします。

報告第3号 令和3年度八丈町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について。

令和4年6月14日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法施行例第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

次のページをお願いします。

令和3年度八丈町水道事業会計継続費繰越計算書。

こちらは令和3年度の予算で設定された継続費のうち、令和4年度に繰り越す金額を報告するものです。

1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、大川浄水場改修事業、令和5年度までの継続事業になります。継続費の総額7億215万2,000円、翌年度通次繰越額は9,101万9,000円。財源内訳につきましては、企業債1,100万円、国補助金2,267万5,000円、都補助金4,535万円、損益勘定留保資金等1,199万4,000円です。

次に、中央監視装置改修事業、令和4年度までの継続事業です。継続費の総額2億7,880万6,000円、翌年度逓次繰越額は6,730万円。財源内訳につきましては、都補助金4,711万円、損益勘定留保資金等2,019万円です。

次に、大川取水施設改良事業、こちらも令和4年度までの継続事業です。継続費の総額1億1,300万1,000円、翌年度逓次繰越額は4,400万円。財源内訳につきましては、企業債1,300万円、都補助金3,080万円、損益勘定留保資金等20万円、翌年度逓次繰越額の合計は2億231万9,000円です。

以上で報告を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明は終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、日程第12、報告第3号 令和3年度八丈町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第13、同意第4号 八丈町職員懲戒審査委員会補充員の選任の同意についてを上程いたします。

説明、総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（山下 進君） 書類番号7をお願いします。

同意第4号 八丈町職員懲戒審査委員会補充員の選任の同意について。

令和4年6月14日。提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

下記の者を八丈町職員懲戒審査委員会補充員に選任したいので、地方自治法施行規程第16条第5項の規定により、議会の同意を求めます。

1、補充員。

住所、東京都八丈島八丈町中之郷2639番地。

氏名、奥山 拓。

生年月日、昭和36年7月5日。

説明。

学識経験を有する者の中から選任する八丈町職員懲戒審査委員会補充員、三井幾雄氏が令和4年4月1日に転出による失職となったので、新たに選任するものである。

次のページは略歴となっておりますが、読み上げは省略させていただきます。

八丈町懲戒審査委員会は、学識経験者の中から選任される委員が2名、職員から選任される委員が1名で構成されており、この委員と同数の補充員がいらっしゃいます。今回はこの学識経験者の補充員1名の選任となりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案同意にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第13、同意第4号 八丈町職員懲戒審査委員会補充員の選任の同意については、原案どおり同意いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第14、議案第38号 令和4年度八丈町一般会計補正予算を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類番号の8をお願いします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第38号 令和4年度八丈町一般会計補正予算。

令和4年度八丈町の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億3,051万7,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億6,758万8,000円とする。

(「文言省略」の声あり)

○企画財政課長(和田一宏君) はい。

令和4年6月14日。提出者、八丈町長、山下奉也。

5ページをお願いします。

第2表継続費補正、変更です。

10款5項社会教育費の歴史民俗資料館改修事業につきまして、補正前総額6億1,328万3,000円を補正後総額6億3,455万4,000円に、令和4年度の年割額3億4,259万5,000円を3億6,386万6,000円に、2,127万1,000円増額いたします。5年度、6年度分は変更はありません。

7ページをお願いいたします。

歳入です。項の補正額を中心に説明いたします。

14款2項手数料15万6,000円の増。一般廃棄物処理手数料の時間外割増し料金分の増となります。

15款1項国庫負担金1,366万2,000円の増。新型コロナウイルス接種対策費負担金、4回目のワクチン接種の負担金となります。

2項国庫補助金2億1,867万6,000円の増。総務費関係では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億9,060万4,000円の増、水道料の補助と6事業に充当いたします。

社会福祉関係では、非課税世帯等臨時特別支援事業補助金1,470万円の増。

児童福祉費関係では、ふたり親低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金500万円の増。

保健衛生費関係では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金837万2,000円の増、こちらも4回目のワクチンの関係でございます。

次のページをお願いいたします。

16款2項都補助金1,938万8,000円の増。

保健衛生費関係では、医療保健政策包括補助事業補助金930万6,000円の増。観光客や島内の方のコロナ患者の一時滞在施設を確保するものです。

農業費では、農地の創出・再生支援事業補助金339万8,000円の増。

山村離島振興施設整備事業補助金4,706万1,000円の増。こちらは次の後継者対策費の中の新規就農者定着支援事業補助金から消費税も補助対象となる優位な補助金であります山村離

島振興施設整備事業補助金に組替えを行っております。

次に、3項委託金13万4,000円の増。参議院議員選挙費の委託金の増です。

次のページをお願いします。

19款1項基金繰入金5,200万円の増。財政調整基金を3,200万円、ふるさと創生基金を2,000万円取崩しをいたします。

21款4項雑入2,650万1,000円の増。こちらの主な要因は、建物災害共済金2,647万3,000円で、ふるさと村母屋の確定による共済金の増となります。

計、補正前の額98億3,707万1,000円、補正額3億3,051万7,000円の増、計101億6,758万8,000円となります。

次のページをお願いします。

歳出です。1款1項議会費1,003万8,000円の増。タブレット関係の予算を増額しております。執行部が今年度に購入のものとは目的、更新時期が異なるため、議会用として執行部分22台、議会分16台、計38台を購入予定です。

2款1項総務管理費1,039万3,000円の増。

次のページにいきまして、災害対策費で新型コロナウイルス感染症一時滞在委託料930万6,000円を計上しております。こちらは観光客や住民も使えるそうですが、コロナ患者の滞在施設を確保するためのものです。

5項選挙費13万4,000円の増。参議院議員選挙費の人件費等になります。

3款1項社会福祉費8,470万の増。こちらは社会福祉総務費のほうで、新型コロナウイルス感染症緊急対策経済支援水道料補助金7,000万円の増ですが、7月から9月、3か月の使用分支払い月が8月から10月になります。こちらの水道料を補助します。こちらは臨時交付金で措置される事業です。

その下、非課税世帯等臨時特別給付金1,470万円の増。昨年度行いましたが、161世帯の未申請者に対応するものです。

次のページをお願いします。

2項児童福祉費510万円の増。こちらは負担金補助のほうにありますが、ふたり親低所得子育て世帯生活支援特別給付金300万円。60世帯を想定し、5万円を給付する事業でございます。これに対する2つ上の委託料、システム改修委託料178万2,000円が主なものとなります。

4款1項保健衛生費3,188万4,000円の増。こちらの主なものは予防費で報酬、4回目のコ

コロナウイルスワクチン接種職員報酬139万6,000円、職員の超過勤務手当500万円の増、報償費ではコロナウイルスワクチン接種医師等謝礼288万円の増、委託料でコロナウイルスワクチン接種委託料1,133万円の増、それから温泉施設の関係で、尾越温泉井戸ポンプ復旧工事980万円の増ですが、こちらは裏見ヶ滝温泉になります。

2項清掃費13万7,000円の増。建築確認完了検査手数料13万5,000円が主なものになりますが、こちらは新クリーンセンターの分となります。

6款1項農林業費496万2,000円の増。

次のページをお願いします。

農地費関係では農地の創出再生支援事業補助金339万8,000円の増ですが、こちらは申請件数の増となります。

土地改良事業費では測量委託115万円の増ですが、農道2路線分の委託料となります。

3項振興費、農業振興費関係では、島しょ地域農業DX推進委託料495万円の増。担い手育成研修センターに風速やセンター内の温度測定器を取り付け、役場でデータを管理するものです。こちらは試験的試みとなります。

次に、山村離島振興施設整備事業補助金5,019万8,000円の増。こちらは先ほど歳入で申し上げました後継者対策事業の新規就農者定着支援事業補助金を消費税分の有利な山村離島の関係の補助金に組み替えるもので、こちらにつきましては新規就農者の山村離島のほうを活用できるということで組替えを行っております。

新型コロナウイルス感染症対策共撰共販販売促進支援事業補助金1,500万円。こちらは共撰共販のほうの箱代の100%の補助を行うもので、臨時交付金を充当いたします。

水産関係では、新型コロナウイルス感染症対策漁業操業支援事業補助金1,500万円の増ですが、こちらは船に積み込む氷や出荷の際の氷の4分の3を補助するもので、こちらも臨時交付金の充当事業となります。

次に、7款1項商工費1億183万4,000円の増。

商工振興費では、新型コロナウイルス感染症対策商工会員支援事業補助金285万円の増。こちらは商工会の会費の2分の1を補助するもので、臨時交付金の充当事業となります。

観光費では、新型コロナウイルス感染症復興割集客キャンペーン事務委託料9,500万円の増ですが、楽天やじゃらん等、予約者に宿泊料の2分の1を補助するもので、こちらも臨時交付金の充当事業となります。

その下、新型コロナウイルス感染症対策観光協会会員支援事業補助金315万円。こちらは

観光協会の会員の会費の2分の1を補助するものです。こちらも臨時交付金の充当事業となります。

8款1項道路橋梁費1,966万7,000円の増。

次のページをお願いします。

道路維持費で、立木移転補償費150万円の減はありますが、道路新設改良費で無電柱化の事業の電線共同溝予備設計委託料1,500万円の増、無電柱化事業区間現況測量委託料500万円の増を計上しております。

3項都市計画費27万3,000円の増。南原サッカー場の備品購入、散水台車の入替えとなります。

4項住宅費293万1,000円の増。地質調査の委託料の増となります。

10款2項小学校費32万7,000円の減。こちらは心臓検診委託料の検査委託料が減となり、学校健診立替負担金、2つ下のほうが23万円の増となっております。健診漏れ者は後日学校で手配して行っていたが、保護者にこちらの漏れ者の分の、漏れ者といいますか、お子様の分を保護者に対応してもらうため、委託料から負担金へ組み替えております。

中学校費19万9,000円の減。小学校費と同じでございます。

5項社会教育費2,127万1,000円の増。こちらは歴史民俗資料館改修工事の増で、解体工事分となります。

14款1項予備費53万9,000円の減。

計、補正前の額98億3,707万1,000円、補正額3億3,051万7,000円の増、計101億6,758万8,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

質疑は、歳入歳出の一括でお受けいたします。

また発言者は、予算書のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） 12ページの児童措置費のふたり親低所得子育て世帯生活支援特別給付金というところで300万円のところなんですけれども、60世帯を大体考えていますよということなんです、これは自動的に振り込まれるものなのでしょうか。それとも何か申請とか

が必要なものなのでしょうか、詳しく教えてください。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課課長補佐。

○福祉健康課課長補佐（大澤知史君） すみません。そこ確認します。申請が多分必要かなと思うんですけども、確認して後で。

○議長（奥山幸子君） 後で回答でよろしいですか。

○5番（沖山恵子君） はい。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

13番。

○13番（浅沼憲春君） 15ページの商工費の関係だと思うんですが、今年もまた海の家が開設されないという話聞いたんですけども、何か理由あったら教えていただきたいんですが。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 今年度に関しては、八丈島の観光協会のほうから相談を受けてまして、コロナ関係の対策等を行って観光協会のほうで海の家を開設をするということは困難であるので、今年度に関して八丈島の観光協会のほうでは開設をしないというご相談を受けました。

その上で、あの公園の場所になりますので、公園の場所を使用等する場合には、個別に町のほうで相談をお受けしますということで現在対応しているところです。

○議長（奥山幸子君） 13番。

○13番（浅沼憲春君） 分かりました。

次なんですけれども、フリージアまつりでフリージアの球根を各世帯に配布しているんですけども、実際個人の家であんまり咲いていないような話を聞くんですよ。中には、その球根を島外に送っているという話も聞いているんですが、そこら辺の対策とか、やっぱりフリージアまつりで観光客呼ぶという話があるんですけども、そこら辺はどう思いますか。別に突っ込みたくないんですけども、ちょっと。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） すみません、その島外に球根をとる話とはごめんなさい、私伺っていないので何ともお答えができないんですけども、なかなか花を咲かすのが難しいというお話は聞いております。作付の時期であったりとか、もしくは坂上地域の方々には修景美化の中で花いっぱい運動とかそういうような形の中で、地区で共同して作業していただくとか、そういうようないろんな方策を提案していければと思っておりますので、よろしく

お願いします。

○議長（奥山幸子君） 13番。

○13番（浅沼憲春君） 咲かせるのが難しいということですね。了解しました。

それで最後になりますけれども、昨年の12月から質問しております広報の死亡欄の掲載について、いかがかと思ひまして、すみませんけれども。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 広報は行政の情報を島民の方にお知らせするというのを大原則としておりますので、個人の方の情報を個人の方のために載せるというのは少し難しいと私は考えております。

○議長（奥山幸子君） 13番。

○13番（浅沼憲春君） そちらの考えは分かりました。ただ、ほかの市町村で載せているところもあるので、その町の考えだと思ふんですよ。それで前も言ったけれども個人の情報なので、いいよと承諾した方だけ載せればいいのかなどという考えなんですね。やっぱり南海タイムズさんがなくなったということで、死亡された方の情報がないと。

私も先ほど事務局で私の恩師が亡くなっていて、先輩が亡くなっていて、どちらも知りませんでした。やっぱり恥ずかしいというか、行くに行きづらいですよ、後から行くというのも。すみません、これ締めたので、町長、最後一言どうですか。

○議長（奥山幸子君） 町長。

○町長（山下奉也君） 今のところ、検討はしたんですけれども、やっぱり個人情報まずいと思いますよね。今一番問題になるのが個人情報ですので。死亡の通知といいますか、役場へ死亡届来るときに、あの欄で1項目設けてとやる方法もあるんですけども、一部の人が載って一部が載らないとなると、またいろいろ同じ、知らなかったということになると思いますので、そういう部分は個人情報は大事にしたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 13番。

○13番（浅沼憲春君） 町長の言っていることも分かります。ただ、載せる載せないは個人情報なので、載せるのも個人情報、載せないのも個人情報というのをご理解いただきたい。この結論というかあれは議会だよりのほうでしっかり載せておいてください。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

5番。

○5番（沖山恵子君） 15ページ、商工費のふるさと村の管理費、なかなかオープンしなかったふるさと村なんですけれども、今回補正で載っているということ始まったのかな、接待が始まったのかなと思うんですけれども、どのような形でやっているのか具体的に教えてください。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） ごめんなさい、今回減額をさせていただいているのは当初予算で、始めるつもりで当初予算を組んだんですが、実際にはコロナの関係もありますので、以前のようなお茶を出して語らいをしてというような接待の仕方がまだできておりません。そのために今回減額ということで出させていただいております。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） それでは人がいて何かをやっているということは、まだやっていないということでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 接待というような形でのお茶を出したりというのはしていませんが、維持管理でお掃除をしていただいたりとか、そういうようなことはやっていただいております。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

4番。

○4番（山本忠志君） 確認したいことございまして質問いたします。

この補正予算書を見ると、歳入で7ページにございますが、1億9,000万円の地方創生臨時交付金が交付されまして、本当に上手に水道代の補助ですとか、各商工会、観光協会、農業、漁業等にうまく補助ができていないかなと思うんですが、1つ心配なのが、食材が物すごい値上がりしております、学校給食のほうは補助しなくていいのかなということは、これは確認したいなと思って質問させていただきました。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 学校給食費につきまして、まず保護者様の負担に関してはここ数年、据え置いております。それで、食材費の値上がり等に対応した、足りない部分を町の一般財源で補填している形でございます。

それで、令和元年の終わりからコロナが始まりまして、休校等ありますので、年によって給食の提供日が違ったりしておりますので、統計的に正しいかどうかというのがはっきり申

し上げられないんですけれども、令和3年度の町の負担率が16.47%で、令和2年度が17.5%、元年度が23.73%という状況でございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） ありがとうございます。要するにこの交付金を充当するまでのことはなく、従来どおりの一般会計からの補助という、そういう理解でよろしいわけですね。ありがとうございます。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

9番。

○9番（岩崎由美君） 幾つかあるんですけれども、まず、いいお話からというか、16ページ公園費、都市計画費の公園費の中ですけれども、予算にはないんですが、この5月からホテル水路の蛍が大変見事で、この中にもご覧になりに行った方がいらっしゃるんじゃないかなと思います。

恐らく土木課のご担当されているお二人が一生懸命頑張って、ほかの皆さんとやられたんじゃないかと思えますけれども、こういう成果が出た理由というのがあれば教えてください。大変みんな島民の人は喜んでいました。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） はっきりとした理由、これが原因や要因だというのは特に何もありませんけれども、3年ほど前から水質検査とか、あとこまめな水路のメンテナンスとか、水路の中にある有害な浮草の撤去とか、カエルの駆除とか、コイの駆除とか、そういったことを一生懸命努力をいたしまして、最初の2年間は専門家のいろんなご指導も受けながらいろいろやってみて、年々蛍が増加しているというのが今の状態なのかなというふうに思っていますので、引き続き努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（奥山幸子君） 9番、よろしいですか。

ほかに。9番。

○9番（岩崎由美君） ほかに、ふるさと村の改修の件ですけれども、今回のようなすごい古い建物を耐震構造をするということですが、これは設計は島外の業者さんがやっていますが、工事のほうは島内の業者さんでできるんでしょうか。

（「ふるさと村じゃないです」「歴民だよ」の声あり）

○9番（岩崎由美君） 歴民。ごめんなさい、ふるさと村でなく歴民です。

○議長（奥山幸子君） 歴民だよね。

教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 今のところ、島内の業者さんに発注する予定で、島内の業者さんでもできると見ております。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

9 番

○9 番（岩崎由美君） これは総務費になると思います。ここで話していいことかどうか分からないんですが、今、歴民の話が出ましたが、それを一生懸命担当として頑張っていた方が自ら命を絶ってしまったということがありました。もう本当に一生懸命やっていたので、私も悲しくて、しばらくメンタルやられたんですね。

昨年度、退職される方、途中で退職される課長がお二人いらっしゃいまして、博仁さんと正勝さんが各自ご挨拶されました。博仁さんはいい思い出がたくさんあったと言っていましたけれども、正勝さんは非常に大変だったというお話をされて、私はこれにも衝撃を受けました。何遍も何遍も私も人材育成だとか、なぜ離職者が多いのか、そういう質問をさせていただきましたが、やはり個人の事情だということでご回答を伺っています。

ただ、最近このところに来て離職者が増えている、定年前の離職者が増えているというお話も伺っています。あまり役場の皆さんが働く環境が悪いとは、言っていないですよ、もちろん。夢を持って生き生きと働けるような場所であってほしいと私は思うんですけれども、今回のことも踏まえて、もし町長、副町長のほうから何かコメントがあったら伺いたいと。

このようなことは、私は二度と起きてほしくないなと思って、3月の議会では誰もおっしゃらなかったもので、ここで伺いたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 町長。

○町長（山下奉也君） みんな話しづらいことだと思いますけれども、本会議ですと。

私は職員の働く環境というのが一番大事だと思っておりまして、一番は欠員が出ないということが一番だと思います。やっぱり欠員が出ますと職員同士で仕事の負担が増えて、そういう中で不満が募りますので、できるだけ欠員をなくそうと思って4月に向けて補充すると、途中で辞める職員が出てくるという、いろんなそういうことがありまして、なかなか職員採用、募集しても応募ほとんどありません。今回も事務職1名あったのが辞退したという話聞いていますし、6月も採用してその欠員分を埋めようとしているんです。

今、そういう応募しても全てが合格するわけではないんですけれども、応募する人がもしいましたら紹介していただいて、できるだけ、今、山本先生が島の人と言いますけれども、

なかなかそういうことの採用も、現場ではできない事情もあります。そういう島の事情が分かる人が一番、人間関係も分かっているという気持ちはあります。

そういう部分で本当に職員に負担がかからないように、楽しい職場といいますか、やはり充足していればある程度できると思いますけれども、あとは仕事が昔アナログの時代だった我々とは、今パソコンでどんどんデジタル化になっているんですが、仕事の中身が変わりませんので、幾らデジタル化になってもやっぱり仕事の幅が出てきます。そういう部分で職員が不満のない環境をつくりたいというのが一番の思いです、できるだけ採用者を増やしていきたいと思いますから。

私は町の職員といいますか、条例を超えなければどんどん採用して充足してほしいということは副町長にも話しています。そういうことで採用は続けていきたいと思います。

あとは個人の、いろんな個人の性格の問題もありますし、退職した2人の名前が出ましたけれども、それぞれの理由は聞いておりますけれども、なかなかここでは話せない部分がありますので、ご理解いただきたいと、よろしくお願いします。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

歳入歳出関わりなくお受けしています。

5番。

○5番（沖山恵子君） 15ページ観光費のところに関連でということなのですが、この日曜日、12日ですか、テレビで朝の番組では宿泊施設、夜の番組では食堂の宣伝を、2つ番組を八丈の宣伝をしているのを見まして、八丈の宣伝してくれてありがたいななんて思っていたんですが、翌日、しまぼ動いてなくて大変というのをまた別の番組で見まして、せっかくの宣伝にいろんなことが水差しているのかなと思ったんですが、しまぼは昔も何かうまく動かなかったということがあるかと思うんですけれども、これ都とかの制度で町は直接関係はないかもしれないけれども、町として何かどうにかできないのかとかいうか、現在動いているのかとか、その辺何か、せっかく八丈に来たのにしまぼ使えないで、お土産とか安く買えないで駄目だったじゃんと思うと、あまりいい印象は持たないと思うんですね、お客さんは。

そういう方に対して何か救済措置ではないですけれども、例えば1,000円の商品券でもいいですから、何かもらうとちょっと気持ちうれしいじゃないですか。何かそういうこととかできないのかなというところで、観光的にどうなのか。しまぼのことについて含めてお伺いしたいんですが。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 議員おっしゃるとおり、制度が町の制度ではなくてTCVBという東京観光財団のほうでやられている事業になります。土曜日に、朝、日直のほうに一報が入りまして、観光協会と町のほうに今システムが止まっているというような情報をいただいております。

お客様からの問合せが来たときには、そのコールセンター等の案内をするようにということで観光協会と情報共有をし、昨日の16時の時点でシステムのほうが再開しましたという報告を受けております。

それに関して何かその救済措置というのは、今後またそちらのほうから指示等あれば、当然、お客様に対してご案内をしていくところなんですけど、何かそういう会議の席で、そういうような要望ができればしていければと思いますが、今現在すみません、特別に何か八丈に来たお客さんだけにというのは、今現在は無いということでご理解いただければと思います。

○議長（奥山幸子君） すみません、いいですか。

審議の途中でありますけど、ここで休憩を取りたいと思います。

2時55分まで休憩といたします。

（午後 2時38分）

○議長（奥山幸子君） 1分早いんですが、休憩を解いて審議を続けます。

（午後 2時54分）

○議長（奥山幸子君） 5番議員の質問に対するお答えを。

福祉健康課課長補佐、お願いします。

○福祉健康課課長補佐（大澤知史君） 先ほど恵子議員からのふたり親低所得世帯の給付金について手続が必要ないかということなんですけれども、原則的に、細かいことを言うとちょっとした手続あるんですけれども、手続はほぼなしで、あとただ一部申請とか、そういったものを出してもらった場合もあるということなんですけれども、基本的には手続はほとんど必要ないということです。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 本人が気がつかなかったの、申請漏れをしていただけなかったということがないようにだけしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 要望でよろしいですね。

ほかに補正で。

3番。

○3番（山下則子君） 10ページの議会費の中のタブレット購入なんですけれども、これ1台幾らになるんでしょうか。何かすごくお高いものを感じちゃうんですけれども、782万8,000円。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 20万6,000円掛ける38台になっています。

○議長（奥山幸子君） 3番。

○3番（山下則子君） ごめんなさい、アナログ人間の私でも20万するのかなと思うんですけれども、どういった内容なんでしょう。

○議長（奥山幸子君） 企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） タブレット自体は15万円ぐらいで、あと周辺機器がかかるそうです。カバーとかそういったものがかかるそうです。

○議長（奥山幸子君） 3番さん、よろしいですか。

○3番（山下則子君） はい。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 15ページの観光費のところなんですけれども、新型コロナウイルスの感染症復興割集客なんですけれども、こちら今八丈島の独自クーポンやっているとしまぼ、あと都民割、すごく有意義な形でお客さんの呼び込みに成功していると思うんですけれども、また7月から、この6月まで独自クーポンですね、八丈の独自クーポンは6月まで。この予算が通ったら7月以降やるのかどうか、どこの事業者でやるのかというお話と、あと、あまりにもクーポンの使い方というのが、この7月、8月、9月はそれでもお客さんが来るとき。そこで使うより例えば9月、10月とかずらすとか、そういうところの話というのを観光協会とか観光事業者の方としているのかご回答ください。

○議長（奥山幸子君） 産業観光課長。

○産業観光課長（大川和彦君） 今現在、6月30日まで楽天トラベルさんとクーポンの契約をして、もっとT o k y oと町のクーポンと、あとしまぼ、もしくは宿泊施設のクーポンというような形で複合的に使って来られている方もいらっしゃいます。

7月以降に関しては、先日、観光協会の宿泊部会のほうでも各事業者さんが来て説明をさ

せていただきまして、来られたのが3社、楽天さんとじゃらんさんとANAさんと来られました。資料を提出していただいたのがプラスJTBさんということで、4社の事業者から今ご提案をいただいているところです。

宿泊部会の中でいろいろアンケート等を取らせていただいて、開始の時期、もしくはその事業者さんの選定、一緒にやるのかばらばらでやるのか、時期を見極めるのかというようなことを観光協会、宿泊部会を含めまして相談して、準備が当然各社さん整う時期も違いますので、そこら辺は動静を見極めながら、また今度国のGoToトラベルが始まると、使えるクーポンというのが3つまでという制限がありますので、そうするとお宿さんが独自でやっているクーポンを足すと町のクーポンが使えなくなってしまうというようなこともありますので、そこら辺のタイミングであったりとか、GoToトラベルがどういう形で再開されるのかというような情報も留意しながら、そこら辺は見極めてできるような形で協会とは今話を進めているところであります。

○議長（奥山幸子君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） ありがとうございます。ぜひ、せっかくこのクーポン、お客さんが来るときではなくて閑散期とか、来ないときにぜひやっていただいて、全体的な集客を上げるような形を取っていただきたいので、よくよく観光事業者の皆さんとお話ししていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（奥山幸子君） 要望でよろしいですか。

○2番（浅沼隆章君） 要望になります。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第14……

(小澤議員「議長、元気よく言わないと声が聞き取れません」の声あり)

○議長（奥山幸子君） はい、気をつけます。

ご異議ないものと認め、日程第14、議案第38号 令和4年度八丈町一般会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第15、議案第39号 令和4年度八丈町水道事業会計補正予算を上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 書類番号9をお願いします。

1ページをお願いします。

議案第39号 令和4年度八丈町水道事業会計補正予算。

総則。

第1条、令和4年度八丈町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(「文言省略」の声あり)

○企業課長（菊池 拓君） はい。

令和4年6月14日。提出者、八丈町長、山下奉也。

7ページをお願いします。

令和4年度八丈町水道事業会計補正予算実施計画内訳。

収益的収入及び支出。

収入のみの補正です。

1款水道事業収益、1項営業収益7,000万円の減。水道料金の減です。

2項営業外収益7,000万円の増。一般会計補助金の増です。こちらは8月から10月請求分の3か月分の水道料金について、コロナウイルスによる経済支援のための水道料金補助が行われるため、収入を一般会計補助金に組み替えるものになります。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(「なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第15、議案第39号 令和4年度八丈町水道事業会計補正予算は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第16、議案第40号 八丈町議会議員及び八丈町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課長。

○総務課長（高野秀男君） それでは、書類番号10をお願いします。

議案第40号 八丈町議会議員及び八丈町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年6月14日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

公職選挙法施行例の改正に伴い、八丈町議会議員及び八丈町長の選挙における選挙運動に係る経費の公費負担に関する事項を改正する必要があることから、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、条例で定めています公費負担の上限単価については、公職選挙法施行例により定める国の選挙での公費負担上限額等に準じて設定しています。今年4月、物価の変動などを背景に同例が改正され、国の選挙での公費負担上限額等の引上げがなされました。これに伴いまして、町の条例で定める上限単価等についても同様に引き上げるものです。

変更内容につきましては、第4条につきましては選挙運動用自動車の使用について、一

般運送契約以外の契約、例えばハイヤーとかそれ以外の契約ですね、その場合の自動車の借入れ契約が1日当たりの上限単価が1万5,800円から1万6,100円、燃料供給契約が1日当たりの上限単価が7,560円から7,700円。

第8条については選挙運動用ビラの作成についてで、現行の上限額が1枚7.51円が改正後は1枚7.73円。

第11条につきましては選挙運動用ポスターの作成についてで、ポスターの1枚当たりの作成単価に関する改正となります。

また、本改正の部分に関しましては、また8月30日の議会の候補者の説明会の際にでもご説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第16、議案第40号 八丈町議会議員及び八丈町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第17、議案第41号 八丈町長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例を上程いたします。

説明、総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（山下 進君） ただいまの書類番号10の次のページをお願いします。

議案第41号 八丈町長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和4年6月14日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

八丈町特別職報酬等審議会の答申に基づき、八丈町長等の給料等を改正する必要がある
ので本案を提出します。

次のページをお願いします。

この改正条例は3つの条例を併せて改正を行います。

第1条は、町長と副町長の月例給に関するものです。町長は77万6,000円を76万8,000円に、
副町長は65万9,000円を65万2,000円に改めるものです。

次の第2条は、教育長の月例給に関するもので、65万9,000円を65万円に改めるものです。

次の第3条は、公営企業管理者の月例給に関するもので、65万9,000円を65万円に改める
ものです。

また、この条例は、令和4年7月1日から施行となりますので、よろしくお願ひいたしま
す。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第17、議案第41号 八丈町長等の給料等
に関する条例等の一部を改正する条例は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君）　続きまして、日程第18、議案第42号　中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君）　書類番号の11をお願いします。

議案第42号　中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約。

上記議案を提出する。

令和4年6月14日。提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約。

中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）施工のため、下記のとおり請負契約を締結する。
記。

1、契約の目的、中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、1億2,903万円。

4、契約の相手方、東京都八丈島八丈町三根135番地1、平光建設株式会社、代表取締役、平井一弘。

5、支出科目については省略をいたします。

工期につきましては令和5年3月24日となっております。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

内容については建設課長より説明いたします。

○議長（奥山幸子君）　建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君）　それでは、ページを1枚おめくりいただきまして裏面になります。

中道伊郷名線道路改良工事の位置図です。

工事内容につきましては、図面の右側の枠の中に概略が書いてありますので、読み上げさせていただきます。

施工内容、のり面改修部1か所ということで、具体的にはロックボルト併用の吹つけ枠工になります。吹つけのり枠になります。鉄筋挿入工が1本当たり7.5メートルを273本。吹つけ枠工幅300ミリを905.0メートル、植生基材吹つけ工、これ枠の中を吹きつけるものですが

れども、463メートルとなります。ロックボルト併用ののり砕工につきまして、こういった大規模なのり砕工につきましては、今年度でこの路線完了する予定となっております。

説明は以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第18、議案第42号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第19、議案第43号 ねぎばな水壺線道路改良工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） ただいまの42号の次になります。

議案第43号 ねぎばな水壺線道路改良工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和4年6月14日。提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

ねぎばな水壺線道路改良工事請負契約。

ねぎばな水壺線道路改良工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的、ねぎばな水壺線道路改良工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金2億3,100万円。

4、契約の相手方、東京都八丈島八丈三根181番地15、赤間建設株式会社、代表取締役、長戸路 博。

5、支出科目については省略いたします。

こちらの工期は令和5年3月30日となっております。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

こちらの内容については建設課長より説明いたします。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それでは1枚おめくりいただきまして、裏面の図面のほうをご覧ください。

こちらは右下のところに施工の内容ということで概要が書いてありますので、読み上げさせていただきます。

施工内容、擁壁工（補強土壁工）、延長は178.7メートル、防護柵工166.1メートル、U型側溝工204.8メートル、アスファルト舗装工が660平米となっております。こちらの工事はねぎばな水壺線道路改良工事ということで、事業自体が今年度で完了する予定となっております。よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第19、議案第43号 ねぎばな水壺線道路改良工事請負契約は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第20、議案第44号 町道の路線の廃止及び認定についてを上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それでは資料の12をお願いいたします。

議案第44号 町道の路線の廃止及び認定について。

上記議案を提出する。

令和4年6月14日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

道路の管理上、廃止及び認定をする必要があるので、本案を提出いたします。

1枚おめくりください。

町道の路線の廃止及び認定について。

道路法第10条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、町道の路線を別表のとおり廃止し、認定します。

よって、同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

次のページをおめくりください。次のページから3ページにわたって廃止と認定の一覧表を付してあります。

真ん中の矢印の左側が廃止する町道、矢印の右側が新たに再認定する町道というふうになっております。この表の後に折り込みでA3の図面が2枚ついておりますけれども、1枚目が廃止路線の位置図、2枚目が認定路線の位置図となっております。

今回の町道の廃止と認定は、ICTを活用した路面のパトロール業務導入に伴いまして、パトロールを実施する町道の区間の整理とともに道路台帳の見直しを実施するものです。

主な見直しといたしましては、都道との交差部で都道と町道が重複している区間の廃止や、当該町道の分割などになります。1本の町道が都市計画道路で分断されているところを、今までは1本の町道で管理していたんですけれども、都道の区間を廃止するために町道を分割するといったような見直しを行っております。

具体的には町道の廃止が60路線、新規及び再認定が71路線となっております。廃止60路線

のうち、町道1095号線をはじめとする6路線を廃道としますが、54路線は起点の変更や都道との交差点を認定町道から廃止する路線を統合し1路線とするもの、また路線の等級を変更するものなど、いずれも一度路線そのものを廃止しまして再認定するものです。

また今回は、認定する71路線のうち11路線は町道の等級を変更するものですが、残り60路線につきましては、起終点の変更、統合、また都道の交差点により分割をして再認定をする路線となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第20、議案第44号 町道の路線の廃止及び認定については、原案どおり可決いたしました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第21、議案第45号 損害賠償の額の決定についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 書類番号の13をお願いいたします。

議案第45号 損害賠償の額の決定について。

上記議案を提出する。

令和4年6月14日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

損害賠償の額の決定について。

八丈町は八丈町立富士中学校生徒の負傷事故に対し、損害賠償の額を下記のとおり決定する。

1、損害賠償の理由、令和4年1月13日、14時10分頃、富士中学校1年教室において、右膝に痛みを抱えながらバスケットボール部の活動を続けていたが、5校時の終わりの挨拶で立ち上がったときに外れるような感覚があり痛みが強くなった事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金以外の損害が生じたため、この損害を賠償する。

2、損害賠償の額、7万7,220円。

3、損害賠償の相手方、保護者、東京都八丈島八丈町三根。

4、支払いの方法は振込でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第21、議案第45号 損害賠償の額の決定については、原案どおり可決いたしました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第22、議案第46号 損害賠償の額の決定についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（菊池 良君） それでは引き続き、次のページをお願いいたします。

議案第46号 損害賠償の額の決定について。

上記議案を提出する。

令和4年6月14日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、本案を提出します。

次のページをお願いいたします。

損害賠償の額の決定について。

八丈町は八丈町立大賀郷中学校生徒の負傷事故に対し、損害賠償の額を下記のとおり決定する。

1、損害賠償の理由、令和3年7月22日16時30分頃、駒澤第二球技場においてサッカー一部の試合中、相手選手の膝が当該生徒の右膝と接触し転倒した事故は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害給付金以外の損害が生じたため、この損害を賠償する。

2、損害賠償の額、6万8,294円。

3、損害賠償の相手方、保護者、東京都八丈島八丈町大賀郷。

4、支払いの方法、振込でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第22、議案第46号 損害賠償の額の決定については原案どおり可決いたしました。

◎承認第12号の上程、承認

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第23、承認第12号 議員の派遣承認についてを議題といたします。

お手元に配付しております議員派遣承認要求書は、会議規則第126条の規定により、議決を求めるものであります。

これより休憩いたします。

（午後 3時25分）

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午後 3時26分）

○議長（奥山幸子君） 日程第23、承認第12号 南大東村訪問については、10番議員の金川孝幸さん、それと私の2名を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、ただいまのとおり承認いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第24、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第24、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（奥山幸子君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、令和4年第二回八丈町議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時28分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年6月14日

議 長 奥 山 幸 子

署 名 議 員 山 下 則 子

署 名 議 員 山 本 忠 志